

公益財団法人静岡県文化財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、各種の文化及び芸術の振興を図る事業並びに国内外との交流を図る事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力ある郷土づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化及び芸術の振興を図る事業
- (2) 文化及び芸術の振興並びに国内外との交流により地域の振興に寄与するための施設の運営に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 この法人の事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするとき又は担保に提供するときには、理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員には、その職務執行の対価として、1 日当たり 10,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、評議員会において別に定める費用の支給の基準に従い、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも 1 週間前までに各評議員に対して通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条又は第 12 条又は第 24 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案に対し議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

4 理事及び監事には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号に規定する者が含まれてはならない。

5 理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、複数名の場合は理事会において別に定める担任事項に基づき、この法人の業務を執行する。また、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の決議に基づきこの法人の業

務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員報酬等に関する規程による。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償責任について、同法第114条に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により損害賠償責任額から同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 前2号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 事務局長の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条に定める理事又は監事の損害賠償責任の一部免除

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対して、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 4 号の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 5 章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に

掲載する方法による。

第7章 事務局等

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の決議に基づき任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、第8条第2項及び第9条第3項の規定により定める書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については、法令に定めるところによるほか第46条第2項の規定により理事長が別に定めるところによる。

第8章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松井 純とする。
- 4 この法人の最初の副理事長は、鈴木壽美子、田村孝子とする。
- 5 この法人の最初の専務理事は、松浦孝治とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年に開催される定時評議員会の日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年度に開催される定時評議員会の日から施行する。

役員名簿

(1) 理事会（理事（11人）・監事（2人））

役 職	氏 名
理事長	中西 勝則
副理事長	加藤 種男
専務理事	落合 徹
理 事 (8人)	宮城 聰(※)
	池田 文信
	伊藤 公保
	岩崎 康江
	大須賀 紳晃
	齋藤 篤(※)
	鈴木 壽美子
	山畑 聡
監 事 (2人)	中村 泰昌
	渡邊 悟

(2) 評議員会（9人）

役 職	氏 名
評議員 (9人)	石川 美枝子
	伊藤 嘉奈子
	松田 有紀
	鷹野 映子
	本郷 徹志
	中川 恵
	土村 暁文
	平野 啓子
	横山 俊夫

令和5年度公益財団法人静岡県文化財団事業報告

I 総括

令和5年度は、5月8日から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行し、政府として一律の対策を求められることがなくなったことから、予定していた各種事業をほぼ従来どおりに全て開催することができた。しかし、コロナ禍において、デジタル化の急速な進展や、ニーズの多様化や消費行動の変化が生じ、加えて、ロシアのウクライナ侵攻を端緒とした世界的なエネルギー価格の高騰は依然として続いている。さらに、物価や人件費等の高騰も進み、当財団にとって厳しい状況が続いている。

当財団としては、新しい状況に対応するため、中期構想の改定を行ったほか、催事促進グループの設置による利用促進に着手するとともに、企画事業を含む支出の見直しにより財団の財務状況の改善を目指した。その結果、光熱水費に関する県の補填や施設使用料収入の増加により、全体の収支は3年ぶりの黒字となった。

また、県の東アジア文化都市事業については、地域への助成について受託事務として実施したほか、財団単独事業1件、共催事業2件、認証事業23件を実施するとともに、広報活動を積極的に行った。

1 はじめての劇場しずおか～文化芸術の体験～

- ・社会状況が大きく変化の中で、文化芸術が担う役割は、豊かな人間性、創造力や感性を育むという本質的価値にとどまらず、人間相互の理解促進、新たな需要や付加価値を生み出すという社会的・経済的な価値を創出することにも及んでいる。グランシップ企画事業、県受託事業、財団独自事業に取り組み、予定した全ての事業を開催できたことで、次世代を担う子どもを中心に地域、世代、障がいの有無に関わりなく、幅広く県民が文化芸術に触れる場づくりの実現に寄与した。

2 アーツカウンスルしずおか～創造的な活動への支援～

- ・すべての県民をつくり手として、誰もが有する創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりに貢献するため、支援事業等を実施した。

これらにより、県下35全市町での実施が目標である「文化芸術による地域振興プログラム」について累計で22市町まで拡大し、令和6年度分の応募件数は前年に比べ28件増の108件となるなど、県民の創造的活動が盛んになってきている。

3 東アジア文化都市の推進

- ・「東アジア文化都市 2023」の実行委員会の委員として参加するとともに、地域の民間団体への事業費助成、コア事業や専門協働プログラム事業等の事業の実施、広報活動やアンケート調査、イベント会場としてのグランシップの提供等により、県のパートナーとして同事業の一翼を担った。

4 集いをささえるグランシップ～施設の利用促進と維持管理～

- 「集いをささえるグランシップ」として、催事促進グループの設置により営業体制を強化し、映画等の撮影へのきめ細やかな対応や広場におけるマルシェの開催など「新たな利用ニーズへの対応と賑わいの創出」を目指し、施設の利用促進を図った。
- ・全館光回線の運用開始など、アフターコロナ時代のニーズに沿ったサービスの提供により「デジタル技術等を活用した顧客サービスの向上」を図った。
 - ・グランシップの安全な施設環境づくりと効率的・効果的な維持管理を進めるため、デジタル対応の監視カメラへの更新工事を実施した。

5 文化財団法人運営

- ・補助金等を積極的に活用することで安定的な収入を確保するとともに、実施する企画事業の見直しや館内の省エネ対策の徹底により経費の削減を行った。また、エネルギー価格の高騰については県と協議して光熱水費の補填を受けたこともあり、財団の経営状況が改善され、今年度の収支は黒字となった。
- ・各職員のライフスタイルに合わせた柔軟性の高い勤務制度を整えるため、各課のグループ制を導入して組織のフラット化を図るとともに、在宅勤務制度やキャリアパス制度の運用を開始した。
- ・人材育成の取組みとして、各種外部研修の活用のほか、令和4年度に試行した業績連動型の人事評価制度の正式運用を開始し、職員の意欲及び資質の向上を促進した。

Ⅱ 事業概要

1 文化芸術の体験

- ・子どものうちから県民が幅広く文化芸術に触れる場づくり「はじめての劇場しずおか」を全県域で展開することを目指し、グランシップ企画事業を核として、県受託事業や財団独自事業にも積極的に取り組んだ。年間通じて県内18の小中学校等に赴き学校プログラム（アウトリーチ）を行ったほか、「グランシップ世界のこども劇場」や「冬のおくりもの2023」等、親子で楽しめる公演から「東京グランド・ソロイスト」や「グランシップ静岡能」等、本格的な音楽・伝統芸能公演まで、豊富なラインナップであらゆる世代が文化芸術に触れる機会を創出した。
- ・また、令和5年度は、「東アジア文化都市2023」の開催に伴い、グランシップ企画事業で「東アジア文化交流フェア」をはじめとした23事業で認証を受けた。更に「東アジア文化都市2023 静岡県コア事業（グランシップにおける国際交流イベント）」を実施した。

(1) 多彩な文化芸術分野での鑑賞・参加など様々な形での体験

「子ども・子育て世代への支援」、「音楽文化等の普及・振興」、「伝統芸能の継承」、「文芸（ことば）・美術等の振興」の4分野、「上質で多彩な鑑賞」、「関心・理解・親しみを深める教育普及」、「誰もが主人公となる県民参加」の3事業形態により構成した51事業、人材育成事業2事業、東アジア文化都市2023 静岡県コア事業2事業、合計55事業を実施した。

感染症等による中止はなく、全ての事業を実施した。

【実施事業の内訳】 目標 80,250人

事業の種別	事業本数	入場・参加者数
グランシップ企画事業（4分野×3事業形態による構成）	51事業	77,766人
（人材育成事業）	2事業	504人
東アジア文化都市2023 静岡県コア事業	2事業	1,639人
合 計	55事業	79,909人

● 分野別の内訳

分 野	事業本数	入場・参加者数
子ども・子育て世代への支援	24事業	51,334人
音楽文化等の普及・振興	15事業	9,697人
伝統芸能の継承	6事業	3,222人
文芸（ことば）・美術等の振興	6事業	13,513人

● 事業形態別の内訳

事業形態	事業本数	入場・参加者数
上質で多彩な鑑賞	22事業	14,716人
関心・理解・親しみを深める教育普及	19事業	5,796人
誰もが主人公となる県民参加	10事業	57,254人

(2) 具体的な取組

ア 子どものための文化芸術鑑賞・体験機会の確保

① グランシップ子どもアート体験！学校プログラム（アウトリーチ事業）

次世代を担う子どもたちが身近な場所である学校において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育むことができるよう、県内各地の教育機関と連携したアウトリーチ事業を実施した。

事前に担当職員が実施校へ赴き、丁寧な聞き取りを行うことで、児童生徒の年齢や地域の特性、学校の希望等を考慮した、グランシップオリジナルプログラムを提供した。

② 国立劇場歌舞伎鑑賞教室・中高生のためのオーケストラ

劇場ならではの本格的な芸術体験が、多感な時期を過ごす中学生・高校生にとって自分自身と向き合う糧となることを目指し、ユネスコ無形文化遺産で、日本が世界に誇る伝統芸能のひとつである「歌舞伎」を分かりやすい解説付きで上演する「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」、国内一流のオーケストラを招き、交響曲等のクラシックの大曲をまるごと一曲取り上げ、聴きごたえのあるプログラムで送る「中高生のためのオーケストラ」を開催した。

コロナ禍を経て学校の課外活動の実施が戻りつつあり、令和5年度の参加校が令和6年度に別ジャンルで応募するなど、学校のニーズに合った事業の実施で事業展開の好循環にも繋がった。

事業	参加校数	参加人数	交通費支援
国立劇場歌舞伎鑑賞教室	6校	868人	6校 1,637,720円
中高生のためのオーケストラ	10校	1,016人	9校 2,683,960円

③ 子ども・学生チケット

グランシップ企画事業（出前公演を含む）の子ども・学生チケット（小学生から28歳以下の学生）価格を原則1,000円・座席は親子で並んで鑑賞できるようにするなど、自由に選べる仕組みを継続して行った。鑑賞・教育普及等18事業20公演で実施し、1,016人の利用があった。

アレクサンダー・ガジェヴピアノリサイタル、小林愛実ピアノリサイタルの「リサイタルシリーズ」では、一般に加えてこどもセット券も販売。親子で世界を魅了する演奏を楽しむ機会を提供することができた。

④ 中高生支援

(7) 中高生鑑賞プラン

区 分	内 容
対 象 者	・県内の中学生、高校生
対象事業	・出前公演を含む指定したグランシップ企画事業
支 援	学校の授業や課外活動の一環として学校単位（部活動単位）での鑑賞の場合 ・チケット特別価格800円 ・学校からグランシップ（公演会場）までの交通費の全額支援 (学校から会場までの直線距離2km以上・公共交通機関又は貸切バス等を利用)
実 績	・対象事業：20事業22公演 ・利用事業：9事業9公演 ・利用校数：17校 ・参加人数：260人 ・交通費支援：8校420,980円 ※国立劇場歌舞伎鑑賞教室、中高生のためのオーケストラを除く

(イ) 高校生アートラリー

区 分	内 容
目 的	・ 県内公立文化施設、静岡県高等学校文化連盟の協力を得て、県内各地の文化ホールでの高校生の芸術鑑賞機会を促進する。
対 象 者	・ 県内の高校生約 33,000 人
対象公演	・ 県内の文化ホールが登録した 95 公演 ・ 公演紹介パンフレットを 4 月に県内全高校生に配布
仕 組 み	・ 対象公演を鑑賞しポイントを集める(ポイントの有効期限は高校在学中)。 ・ ポイント 3 つで特典対象公演の中から希望する 1 公演のペアチケットが獲得できる。 ・ ポイントは冊子へのスタンプの他、LINE を利用して集める。
実 績	・ 実際のペアチケットの利用は 1 公演のみだったが、県内 14 館の文化ホールと連携、協力して、県内高校生に向けて身近なホールや劇場で行われる公演の周知を行った。

⑤ 子どもが文化と出会う機会創出事業（県委託事業）

財団が文化支援事業やグランシップ企画事業で培ってきたノウハウを活かして、県委託事業である「子どもが文化と出会う機会創出事業」の実施事務局を昨年度に引き続き担った。
内容：県内プロオーケストラによる学校訪問コンサート（地域訪問プログラム）と未就学児を対象としたコンサート

種 別	開催回数	鑑賞者数	期間等
地域訪問プログラム	24 校 18 公演	5,612 人	令和 5 年 5 月 ～ 令和 6 年 1 月
未就学児対象コンサート	3 公演	1,762 人	

イ 文化芸術公演の積極的な取組

次世代のグランシップファンの獲得、県民ニーズを意識した鑑賞公演による高い入場率の確保と、未来に継承すべき伝統芸能公演の実施など、経営状況を踏まえたバランスを考慮して事業を実施した。先鋭的な取り組みや、施設を活かした公演等、グランシップだからできる事業を実施することが県立の劇場、静岡県の文化施設の中核として果たすべき役割と考え、多彩な文化芸術の鑑賞機会を提供した。

① 高い入場率の確保

「グランシップクリスマスライブ 平原綾香」・「大江千里 ひなまつりジャズ」・「グランシップ寄席柳家喬太郎（2 公演）」は満席。「小林愛実ピアノリサイタル」・「静岡ガス PRESENTS グランシップ×静響 ニューイヤーコンサート」は満席に近い入場者があるなど、狙いとした公演では高い入場率となったが、一部の事業で予定の来場者数を下回ったことや、中高生のためのオーケストラ（昨年度までは中学生対象で実施）を今年度より有料化（1 人 800 円）した影響等から、全体での来場者は若干数であるが計画に満たなかった。より多くの県民が文化芸術に触れる機会を得られるよう、引き続き高い入場率の確保を目指していく。

② 新たな客層への訴求

次世代のグランシップファン獲得を目指して、これまでに実施していないジャンルの公演にも取り組んだ。「H ZETT M×神奈川フィルハーモニー管弦楽団」・「平間至写真展」は、アンケート集計では10代～40代以下が全体の60%以上を占め、前者の公演では、アンケート集計によると県外からの来場者が半数を超えた。入場率が目標に達しない公演もあったが、県民ニーズを的確に捉え、広報にも工夫を凝らすなどの対策を講じ、今後も「グランシップならでは」の事業を実施していく。

③ 期待に応える鑑賞機会の提供

日本屈指のオーケストラによる「東京都交響楽団名曲コンサート」や「人形浄瑠璃文楽」など、長年の取組みが定着しており県民の期待に応える公演を実施し、いずれも高い満足度を得た。またグランシップ開館当初より実施している「しずおか連詩の会」は、連詩の提唱者である詩人・故大岡信氏の出身地である三島市で、出前公演として開催した。アンケート集計では2回目以上の来場者が半数・初めての来場者が半数で、満足度は100%だった。リピーターにも初めての来場者にも納得のいく内容の事業が実施できた。

ウ 地域における文化芸術振興の推進

① 県民参加型事業

地域の文化団体がグランシップをステージとして広く県民に発表できる場を提供するため、「グランシップ提携公演」として「音楽青葉会・静岡児童合唱団 創立80周年記念演奏会」を開催した。また、県内で活躍するビッグバンドが熱いステージを繰り広げ、生のジャズサウンドを体感できる「グランシップビッグ・バンド・ジャズ・フェスティバル」や、多くの鉄道ファンがグランシップに足を運ぶ国内最大級の鉄道イベントである「グランシップトレインフェスタ」、親子で映画や音楽を楽しめる「グランシップ 冬のおくりもの2023」などの県民参加型事業を実施した。

「グランシップ冬のおくりもの2023」は、静岡フィルハーモニー管弦楽団によるクリスマスコンサートと、キノ・イグルーによる映画会を12月17日に開催した。静岡大学准教授川原崎 知洋氏の企画協力による静岡の伝統工芸品である駿河竹千筋細工のクリスマスオーナメントが施された、グランシップにしかないクリスマスツリーのもと、親子連れなど2,000人を超える来場者でにぎわった。

② 地域文化活動の顕彰

令和4年度に取り組んだ見直しにより、令和3年度まで35年に渡り実施してきた「ふじのくに地域文化活動賞」に変わる新しい顕彰事業として「ふじのくに地域づくり創造賞」を制定。部門別に団体を顕彰した。

【令和5年度受賞団体】

団体・法人部門	NPO 法人こころのまま
企業部門	有限会社春華堂

③ グランシップ友の会事業

・個人会員

企画事業への来場者確保のため、会員 16,000 人余への催事情報の提供やチケット販売などを行った。また、会員向けに郵送による催事情報提供の必要の有無を調査し、紙媒体での情報提供を WEB に転換し(5,500 通削減)し、環境への配慮、経費節減に繋げた。

・法人会員

新規会員の増加、既存会員との関係強化に向けた、法人会員特典の見直しに着手した。

③ グランシップサポーター事業

グランシップの円滑な事業運営を図るため、文化振興に関心があり、文化活動に積極的な県民の自主的な参加・参画を得た。サポーター事業は参加者が年々減少しているという課題がある。今後は事業継続に向けて多くの方が参加できるよう制度の見直しを図っていく。

(令和 6 年 4 月 1 日見込、兼務含む)

業務区分	内 容	登録者数
広 報	ダイレクトメール発送、広報勉強会、来館者見学案内等	43
イベント	公演実施日の受付、もぎり、資料配布、会場案内、避難誘導等	41
撮 影	イベント・公演時の記録撮影、記録写真の整理等	20
託 児	公演時の託児サービス等	4
計		108

エ 人材の育成

誰でも文化芸術を体験しやすくなる環境づくりを進めるため、地域で文化芸術活動を行うアーティストを活用した登録アーティスト事業、県内の公立文化施設職員等を対象にした連携支援研修事業を行った。第 1 期登録アーティストによるコンサートは、島田市で開催し、地域で活動するアーティストを県民へ周知するとともに、県内文化施設との協働を実現した。

① グランシップ登録アーティスト事業

対 象 者	実施期間	内 容
第 1 期 令和 3 年度採用 登録アーティスト 4 組 11 人	4 月～2 月	・プログラム研修の実施 ・2 年目の総括コンサート「あなたと出会うコンサート」の実施 日時：令和 6 年 2 月 23 日（日） 会場：島田市民総合施設プラザおおるり 来場者：341 人
第 2 期 令和 5 年度採用登録アーティスト	8 月～3 月	・オーディションの実施により応募 11 組の中から登録アーティスト 3 組 9 人を選考 ・プログラム研修の実施

② 公立ホール連携支援研修事業

対 象 者	実施期間	内 容
県内公立文化施設職員等 研修生：5 人 聴講生：19 人 延べ人数：129 人	6 月～11 月・2 月 全 9 回	具体的な制作手法や関心度の高い内容について学ぶ、実践的なカリキュラム ・テーマ「地域アーティストの活用・協働」

2 アーツカウンシルしずおか～創造的な活動への支援～

(1) 創造的な活動への支援事業

創造的な地域づくりに向けて、社会の様々な分野の担い手による地域資源の活用や、社会課題に対応した創造的な取組であるアートプロジェクトを支援する助成制度を運用した。特に、文化芸術と社会をつなぐアートマネジメントの専門的人材であるプログラム・ディレクター、プログラム・コーディネーター等の専門職員が、助成事業に対する助言等を行い、プロジェクトを支援した。併せて他分野との連携等を推進した。

ア 文化芸術による地域振興プログラム

静岡県内に拠点を置くアートプロジェクトの支援では、団体の目標に応じて先駆的事業を行うプログラムである「地域クリエイティブ支援」、先駆的事業の実施に向けて試行的に取り組む「地域はじまり支援」の2つのカテゴリを活用し、計26団体を支援した。

【地域クリエイティブ支援（助成金額上限5,000千円）：19件】

実施団体	所在地	プログラム名称
松崎まちかど花飾り実行委員会	松崎町	松崎まちかど花飾り
GAKKO PROJECT	伊東市	GAKKO PROJECT～自然と文化の伊豆半島学びなおしの旅～
PROJECT ATAMI 実行委員会	熱海市	熱海の街と人を繋ぐ 地域コーディネーター育成プロジェクト
一般社団法人 熱海怪獣映画祭	熱海市	第6回熱海怪獣映画祭
熱海未来音楽祭	熱海市	第5回熱海未来音楽祭
NPO 法人 atamista	熱海市	南熱海における身体表現文化の拠点設立に向けた事業
しゃぎりフェスティバル実行委員会	三島市	地域コミュニティ活性化に向けた伝統芸能活用プロジェクト
三島アートプロジェクト実行委員会	三島市	三島アートプロジェクトによる街中にぎわい創出事業
Lab Qrio (ラボキュリオ)	三島市	つくって発見☆こどもアート de サステナブル！
Cliff Edge Project	伊豆市	Cliff Edge Project うぶすなの水文学
NPO 法人こころのまま	沼津市	心のままアートプロジェクト
宗教法人大中寺	沼津市	YOKOD033
室野地農工商組合 mA-FaB	富士市	murono 尋常生学校
吉原中央カルチャーセンター	富士市	HELLO YOSHIWARA～吉原商店街に出会おう！～
竹部（バンブ）	藤枝市	竹林劇場プロジェクト「タテからヨコに広がる竹林劇場」
藤枝宿世代をつなぐ商店街づくり実行委員会	藤枝市	藤枝ノ演劇祭3
特定非営利活動法人グスメディアしまだ	島田市	UNMANNED 無人駅の芸術祭／大井川を軸とした大井川流域アートプラットフォームづくり
浜松ちまた会議	浜松市	浜松中心市街地を福祉(well-being)を軸に編みなおす
SMS	湖西市	浜名湖のその先へ ～Re-blooming～

【地域はじまり支援（助成金額上限300千円）：7件】

実施団体	所在地	プログラム名称
TOWA 紫陽花プロジェクト実行委員会	下田市	TOWA 紫陽花 ～あじさいART プロジェクト～
Working Space Bagatelle	河津町	暮らしの根っこを考えるワークショップ ～普段の生活から河津町の“今”を見つめる～

実施団体	所在地	プログラム名称
きてんきち	沼津市	アートや文化のある日常への“きてん”をつくるプロジェクト
NPO 法人静岡あたらしい学校	静岡市	あるもんで演劇 演劇×オルタナティブスクール×オクシズ
“まち”と“好き”であそぶ人たち	静岡市	見えてるようで見えていない“まち”に気づく・ 見つけるアートプロジェクト
NPO 法人ヒト・マチ・プロジェクト	静岡市	つくって・みつめて・みつけよう ～子どもたちの手 からはじまる～
つくるぞうのへや	浜松市	デモクラティックスクールび〜だつくる人々

【本助成金の成果】

- ・「UNMANNED 無人駅の芸術祭」のように、全国的に高く評価されるアートプロジェクトが誕生している。
- ・障害者の表現活動を推進するプロジェクトが成果を上げており、「心のままアートプロジェクト」や「浜松ちまた会議」などが高く評価されている。
- ・子ども向けのプログラムも注目されており、プログラム対象が世代を超えたものになってきている。
- ・「Cliff Edge Project」のように、防災ともかかわるプロジェクトがあり、課題の多様化がみられる。
- ・湖西市や浜松市など西部地域、松崎町、伊東市、伊豆市、下田市、河津町などの伊豆地域でのプログラム展開に見られるように、地域の広がりが実現しつつあるが、今後さらに地域拡大に配慮していきたい。
- ・熱海市のプロジェクトのように、分野を超えて市内での相互連携が進んでおり、総合力で街の活性化に寄与している。

【成果報告会】

日 時	令和6年2月12日(月・祝) 午後1時～午後5時
会 場	【BiVi キャン】 静岡産業大学藤枝駅前キャンパス×藤枝市産学官連携推進センター
来 場 者	2023年度実施団体19団体(欠席7団体)、行政関係者、他県アーツカウンシルなど
プログラム	<グループワーク・発表及び交流会> ・アートプロジェクト実践者同士が取り上げたテーマについて話し合うことで、地域で興すプロジェクトの意義や価値を担い手自身が獲得することに寄与した。 ・県内各地でアートプロジェクトを実施する担い手が、顔を合わせて交流する機会となり、日頃の悩みや想い、アイデア交換などが実現した。
成 果	・実施団体とアーツカウンシルしずおかが潜在的に考える「アートプロジェクトの価値」を顕在化させ、共有することができた。 ・公開制とし、本助成事業への理解や支援を得ると同時に、実施団体の行う活動への理解も得ることができた。また、他県のアーツカウンシルとのつながりも生まれた。

イ マイクロ・アート・ワーケーション(MAW)

クリエイティブ人材(旅人)を迎え入れ地域住民との交流を支援する団体(ホスト)と、ワーケーションを行う旅人を募集し、アーツカウンシルでマッチング等を実施した。

県内各地の13団体がホストとなり、37人の旅人が、令和5年8月1日(火)～11月12日(日)の間、原則6泊7日の日程でホストの活動エリアに滞在した。

ホストには、まちづくりに取り組むNPO法人をはじめ、市町、観光協会、企業などが参加。旅人には、美術家、ダンサー、俳優、音楽家、劇作家、写真家、アートディレクター、キュレーターなど幅広いジャンルの方が参加している。

- ・ホストは、地域案内や住民との交流会等をコーディネート
- ・旅人は、地域の魅力をWEBサイト「note」で発信

【本事業の成果】

MAW終了後もホストと旅人や旅人同士の交流が継続し、地域を巻き込んだ展覧会や写真展、コンサートが開催された。また、令和5年度にホストを務めた4団体から令和6年度の地域振興プログラム助成に応募があるなど県内でアートプロジェクトに着手する団体を増やす効果が出ている。

ウ クリエイティブ人材派遣事業

文化以外の分野とアーティスト等との連携促進と、連携による創造性の触発を目的とし、県内の企業、行政組織等を主とした団体や組織に対してクリエイティブ人材を派遣する制度を運用した。

【実績1】

- ・派遣先：株式会社中島屋ホテルズ
- ・実施期間：令和5年4月～令和6年3月
- ・派遣したクリエイティブ人材：5人
EAT & ART TARO（アーティスト）、UO（プロダクトデザイン事務所）ほか
- ・派遣事業の内容
「最強のローカルホテル」を目指すため、静岡の「食」を題材にした幹部社員向けワークショップ型研修や、「伝統工芸」及び「ホテル周辺マップづくり」に関する意見交換会を実施した。
- ・成果
研修を通じて社員のローカルを考える際の視野が広がった。また、伝統工芸技術を用いたオブジェにより、ホテルのコンセプトを提示する形が見出された。
事業が進む中で、クリエイティブ人材に2つの依頼が発注され、依頼を実現することで、企業とクリエイティブ人材の新たな連携が生じた。

【実績2】

- ・派遣先：ふじのくにに住みかえる推進本部（事務局 県くらし・環境部企画政策課）
- ・実施期間：令和5年12月～令和6年2月
- ・派遣したクリエイティブ人材 1名 柏木陽（演劇家、NPO法人演劇百貨店代表）
- ・派遣事業の内容
クリエイティブ人材が「静岡県まるごと移住フェア」で使用するコミュニケーションツールの内容を検討するミーティングにファシリテーターとして参加した。
- ・成果
当初は考え方が各市町の情報提供に縛られてしまいがちだったが、「会話のきっかけをつくり市町ブースにつなぐ」という目的を明確にしたことで、職員に思考の広がりが生まれた。

ミーティングでまとめられたアイデアを元に3m×4mのシートを作成し、コミュニケーションツールとして移住フェア会場で実際に使用した。移住フェア当日は、出展していた市町や業者から多くの関心が寄せられ、アーティストやアーツカウンシルしずおかの関わりの具体例として周知することができた。また、県内の移住関係団体を対象としたシート貸出の制度をつくったところ、静岡市から利用申し込みがあった。

(2) パイロット事業

アートプロジェクトの担い手となる住民プロデューサーの発掘や、新たなアートプロジェクトの創出につなげるため、アーティストやアートディレクター等のクリエイティブ人材と地域住民や空き家対策関連事業者とを結びつけるパイロット事業等を企画・実施した。

ア クリエイティブ人材空き家等活用モデルプログラム事業

空き家対策関連事業者に対し、クリエイティブ人材の視点がもたらす効果を訴求することを目指して、空き家活用事業を手掛ける地域団体とクリエイティブ人材をマッチングし、アートプロジェクトの試行や活用プランの提案を行うモデルプログラムを実施した。

また、空き家活用に携わる異業種の専門家による「アートによる空き家活用ワーキンググループ」を立ち上げ、課題や効果、その必要性について議論や検証を行った。

結果として、モデルプログラム実施団体から令和6年度の文化芸術による地域振興プログラムへの応募が2件あり、うち1件が内定した。

① モデルプログラムの実施概要

空き家活用事業に関心の高い県内の地域団体と県内外のクリエイティブ人材を公募し、アーツカウンシルがマッチングを実施。空き家と地域団体の状況に合わせ、A「アートプロジェクトの試行を通じた空き家等の活用」と、B「クリエイティブ人材による空き家等の活用を目指した企画提案」を設定し、それぞれ2団体を選定。

● マッチング状況

A アートプロジェクトの試行を通じた空き家等の活用

実施地域	団体名	クリエイティブ人材名
東伊豆町稲取地区	合同会社 so-an	癸生川栄 (eitoeiko) [ディレクター]
周智郡森町森地区	一般社団法人 モリマチリノベーション	遠藤七海 [ダンサー/アーティスト、制作者、料理人]

B クリエイティブ人材による空き家等の活用を目指した企画提案

実施地域	団体名	クリエイティブ人材名
沼津市西浦地区	OKUSURUGABOARD	吉野祥太郎 [彫刻家・アーティスト]
浜松市天竜区龍山町	龍山未来創造 プロジェクト	スズキサチコ [美術家]

② ワーキンググループの概要

空き家活用に携わる専門家として、不動産業、建設業、金融業、アーティストをメンバーに迎え、2023年11月から2024年1月にかけて、計4回開催した。

先進事例やモデルプログラムの進捗状況をもとに、アートによる空き家活用に関する課題、効果、必要性について意見交換を実施した。

イ 超老芸術展

- ・高齢になってからも独学でユニークな表現活動続ける人たちが生み出す表現を「超老芸術」と名付け、紹介している。【紹介した人数：37人（うち令和5年度新規17人）】
- ・東アジア文化都市2023静岡専門協働プログラムとして「超老芸術展」を開催。静岡県内や全国の高齢芸術家（22組1,500点以上）の作品を一堂に集め展示したほか、12月からはメタバース上でも公開。
- ・超老芸術展の来場者アンケートでは回答者の半数以上が「何か表現活動をしてみようと思った」と答えるなど、観覧者の表現活動を触発する機会となった。

区 分	超老芸術展	メタバース超老芸術展
期 間	10月3日（火）～10月8日（日）	12月24日（日）～
会 場	グランシップ6階展示ギャラリー	メタバース上
来場者数	1,767人	800view（3月末時点）

(3) 人材育成・ネットワーク化事業

アートプロジェクトの担い手や、担い手を目指す人材、様々な分野との連携を目指すアーティスト等を対象に、セミナーや研修、相談対応等を行ったほか、企業、大学、市町等との連携を図り、文化芸術分野に留まらない社会の様々な分野とのネットワークづくりを進めた。

ア 文化政策セミナーの開催

① 超老芸術

超老芸術展の開催に合わせ、美術や福祉の領域で活躍する有識者を国内外から招聘し、「超老芸術」をはじめとした市井の高齢者による芸術表現の魅力を紹介しながら、超高齢社会における文化芸術の可能性について語り合った。

主な意見として、「近年、美術分野においても注目を集める高齢者の表現は、生活と不可分であり、それゆえに個々人の人生経験が反映されたものが多い。」「高齢者の表現を取り上げることは、高齢者の存在を地域の中に位置付けることでもある。」「表現することは人生の苦難を乗り越える手段でもある。」などがあった。

日 時	令和5年10月8日（日）13:30～15:00
会 場	グランシップ2階 映像ホール
ゲ ス ト	福住簾（秋田公立美術大学大学院准教授） 上田假奈代（詩人、堺アーツカウンシルプログラムディレクター） エドワード・M・ゴメズ（美術評論家）
参 加 人 数	63人

② コミュニティ政策

「コミュニティ」の再生・創造における「アートプロジェクト」の存在意義について、研究者と実践者を招き、研究成果や実践例を紹介した。

富士商工会議所、富士市吉原商店街、富士市市民活動センターの協力を得て、地域住民や地域のリーダーなどとともにコミュニティづくりにおけるアートプロジェクトの意義について考えることができた。

また、アートプロジェクトが社会教育の分野でも有用であることを示し、セミナーに参加いただいた行政職員（県教育委員会、富士市）の理解を得た。

日 時	令和5年11月7日（火）18:00～20:00
会 場	妙祥寺（富士市中央町1-9-58）
ゲ ス ト	牧野篤（東京大学大学院教育学研究科教授） 宮城潤（那覇市若狭公民館館長） 野嶋京登（富塚協働センター（浜松市職員）） 久保田瑛（NPO 法人クリエイティブサポートレッツ職員）
参 加 人 数	68 人

③ 空き家対策

アートによる空き家活用を促進するため、空き家活用に関わる行政や民間業者等を対象に、モデルプログラムの実施状況や、空き家活用の先進事例を紹介した。ビジネス視点では価値のない物件でもアートの視点により新たな価値を見い出せる点や、空き家でのアートプロジェクトの実施が地域コミュニティの活性化にも寄与する事例のほか、空き家とアーティストを繋ぐ中間支援組織の必要性についても意見が出た。

日 時	令和5年12月15日（金）14:00～16:00
会 場	森町文化会館 小ホール（周智郡森町森 1485）
ゲ ス ト	＜事例紹介＞ 一般社団法人モリマチリノベーション × 遠藤七海（ダンサー） 合同会社 so-an × 癸生川 栄（eitoeiko）（ディレクター） 龍山未来創造プロジェクト × スズキサチコ（美術家） OKUSURUGABOARD × 吉野祥太郎（アーティスト） ＜先進事例＞ 羽原康恵（取手アートプロジェクト包括ディレクター／アートマネージャー） ＜クロストーク＞ 羽原康恵 山田 知弘（有限会社日の出企画 代表取締役）
参 加 人 数	61 人

イ 講座開催

アートプロジェクトの担い手として活躍していただくために、アートプロジェクトを企画運営していくための連続講座「きかくの場」を開催。

普段は出会わない分野の方々が本講座におけるグループワークを通して、新たなネットワークを形成した。さらには、講座受講者の中から令和6年度地域振興プログラム助成への応募や、自力での企画を実現する人が数名あった。

日 時	令和5年6月25日(日)、9月9日(土)、12月10日(日)
会 場	グランシップ会議室
講 師	小澤慶介 (一社)アート代表理事、インデペンデント・キュレーター
参加人数	各回20人

ウ アーツカウンシルしずおか アソシエイト

様々な分野の識見に基づき文化芸術の活用に関する意見・提言等を行う「アーツカウンシルしずおか アソシエイト」において、空き家活用や移住促進等に専門性を有する山田知弘氏（(有)日の出企画）の助言により、「クリエイティブ人材空き家等活用モデルプログラム」を始動した。同氏には「アートによる空き家活用ワーキンググループ」の座長に就任いただいた。

エ 相談窓口運営

専門職員が随時相談に応じたほか、弁護士や税理士、中小企業診断士が、文化芸術活動をサポートする相談窓口を運営した。文化芸術分野をはじめ幅広い見識をもつ平野雅彦特別相談員による相談会も原則、毎月開催した。

また今年度より、県内各所（浜松市、磐田市、袋井市、長泉町）にて出張相談窓口を開催し、各地域で活動されている文化団体やアーティスト等の相談に対応することで、今後の相談窓口の活用を探る機会とした。【相談件数：154件】

(4) 調査研究、県・市町・文化団体等への助言、政策提言

地域の文化資源、文化活動等の情報を調査・収集するとともに、県や市町等からの依頼に基づく助言や支援、政策提言等を行った。

ア 文化とくらしに関する意識調査

静岡県民が文化や地域社会に関してどのように感じ、どのように文化芸術活動が行われているかを把握し、アーツカウンシルしずおかの助成制度やパイロット事業などの制度設計、事業計画立案、文化政策提言へ活用することを目的としたアンケート調査を実施。

調査内容	文化とくらしに関する意識調査
実施時期	令和6年3月
対 象	静岡県在住者1,000人
設 問	・文化芸術活動への参加状況、地域課題の認識と対応状況 ・地域資源に関する意識、・アートプロジェクトに関する認識と期待度 ・アーティストの定義づけ（存在価値）について ・住民プロデューサーの定義づけ（存在価値）について

この1年間に文化・芸術活動を行った方は27%にとどまる一方、日常生活における文化・芸術体験や活動が大切と考える人が55%いることが分かった。今後、これらの数値の変化を追い、文化施策の参考とするとともに、3人に1人が「アートプロジェクトという言葉聞いたことがある。」という回答をしており、引き続き周知に努め認知度を高めていく。

イ クリエイティブデータベース

静岡県内を中心に活動するアーティストやクリエイター、文化団体、文化施設等の情報を紹介するウェブサイト上のページを運用した。【登録件数 60件】

3 東アジア文化都市の推進

「東アジア文化都市 2023 静岡県」の実行委員会の委員として参加し、以下の事業を実施することで、アジア域内の相互理解・連帯感の促進及び東アジアの多様な文化の国際発信力の強化に貢献した。

(1) 地域連携プログラムにおける民間事業の助成

- ・県からの受託事務として、国際交流を進展させ、文化によって地域の活性化や観光の振興等に繋がる多彩な事業を実施する民間の団体に対して事業費の助成を行った（77 団体、23,743 千円）。

(2) 各種事業の実施

ア 東アジア文化都市 2023 静岡県の認証事業

グランシップ企画事業の一部について認証を受け、「東アジア文化都市 2023 静岡県」を冠したイベントとして実施することで、一般への周知を広めた。

東アジア文化都市 2023 のオープニングに関連するイベントである「東アジア文化交流フェア」をはじめとした 23 の事業を認証事業として実施した。

イ 東アジア文化都市 2023 静岡県コア事業

グランシップにおける国際交流イベントとして以下のイベントを開催し、県内若年層の文化交流や、日本の文化の発信と中韓の文化理解を促進した。

事業名	来場者数	概要
日中韓映画祭事業 グランシップ日中韓 映画上映会	1,196 人	・日中韓の相互文化理解促進を目的とした映画祭。 ・JR 草薙駅北口広場でのプレイベント開催による地域との協働も実現。
音楽交流事業 ウィーンの風 ウィーン木管五重奏団	443 人	・ウィーンで活躍する奏者 5 人のアンサンブルと静岡県立清水南高校同中等部管弦楽部・芸術科音楽専攻生徒との共演による公演。

ウ 東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム事業

「超老芸術展」を開催し、静岡県内や全国の高齢芸術家（22 組 1,500 点以上）の作品を一堂に集め展示した。【来場者数：1,767 人】

(3) グランシップにおけるイベントの開催

オープニングイベントである「東アジア文化都市 2023 静岡県 春の式典」のほか、「東アジア文化都市・静岡県忠清南道交流 10 周年記念韓国文化の日 in Shizuoka」等の他団体による認証事業をグランシップにおいて開催した。

(4) その他の事業

- ・グランシップホームページにおいて、各種イベントの情報発信を行った。
- ・「東アジア文化交流フェア」、「グランシップ日中韓映画上映会」の来場者に、東アジア文化都市 2023 に関するアンケートを実施し、東アジア文化都市の知名度やイベント参加の希望を調査するとともに、同事業の県民への浸透に寄与した。

4 集いを支えるグランシップ～施設の利用促進と維持管理～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としての政府からのイベント自粛等の要請は、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことにより緩和された。この流れを受けて、「集いをささえるグランシップ」として、施設の利用や催事開催に必要なサービスの提供を進めた。

施設の利用に際しては、「新たな利用ニーズへの対応と賑わいの創出」、「デジタル技術等を活用した顧客サービスの向上」を2つの柱に、事業を推進した。

「新たな利用ニーズへの対応と賑わいの創出」として、ハイブリッド学会の開催、多様な施設を有する当館の特性を生かした催事の開催を誘致したほか、東静岡地区の賑わい創出に寄与する催事の誘致等を実施した。「デジタル技術等を活用した顧客サービスの向上」では、県と連携して実施した「グランシップ LAN 設備設置工事」の完了により大幅に強化されたネットワーク環境の運用を開始し、新しい生活様式に即した利用形態に対応するサービスの提供の拡充を図った。

また、グランシップ施設の維持管理においては、利用者に対して安全、安心で快適な施設環境を提供するため、効率的かつ効果的な施設の維持管理等を実施した。

ア 入館者数

入館者数…572,763人

※開館(平成11年3月)以来の入館者総数 16,285,522人(令和6年3月31日現在)

イ 主要施設の稼働実績

	大ホール	中ホール	交流ホール	会議ホール	展示ギャラリー	ホール系計
稼働実績 (A)	207 日	266 日	210 日	230 日	269 日	1,182 日
利用可能日数 (B)	267 日	314 日	313 日	315 日	328 日	1,537 日
稼働率 (A/B)	77.5%	84.7%	67.0%	73.0%	82.0%	76.9%

※会議室、練習室等を含めた施設全体の稼働率は 76.7%。

ウ 主要なコンベンション開催状況

	開催日	催事名
1	4/23(日)、8/27(日)	2023 年中部日本ダンス競技静岡県大会
2	5/2 (火)	東アジア文化都市 2023 静岡県 春の式典
3	6/7(水)～6/11(日)	第 32 回静岡県女流美術協会展
4	6/17(土)～6/18(日)	第 70 回 NHK 杯全国高等学校放送コンテスト静岡県大会
5	6/18(日)	第 9 回静岡県高等学校軽音楽県大会
6	6/29(木)～7/1(土)	第 49 回日本骨折治療学会学術集会
7	7/15(土)～7/16(日)	2023 ダンススポーツグランプリ in 静岡
8	7/19(水)～7/21(金)	TECH BEAT Shizuoka 2023
9	7/29(土)～7/30(日)	第 45 回性教育指導セミナー全国大会
10	9/1(金)～9/2(土)	第 5 回 SING Live 研究会
11	9/7(木)	令和 5 年度静岡県すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会総合開会式
12	9/16(土)～9/18(月)	日本歯科衛生学会 第 18 回学術大会
13	9/21(木)	第 12 回静岡県高齢者福祉研究大会

	開催日	催事名
14	9/24(日)	第 39 回静岡接骨学会 医療機器展示会
15	9/25(月)～9/29(金)	日本薬物動態学会第 38 回年会 第 23 回シクトロム P450 国際会議
16	10/5(木)	令和 5 年度静岡県産業安全衛生大会
17	10/18(水)	第 24 回商工会女性部全国大会 in しずおか
18	10/19(木)～10/20(金)	第 30 回日環協・環境セミナー全国大会 in 静岡
19	10/27(金)	第 65 回建築士会全国大会 しずおか大会
20	10/28(土)	東アジア文化都市・静岡県忠清南道交流 10 周年記念 韓国文化の日 in Shizuoka
21	10/28(土)～10/29(日)	日本産業看護学会第 12 回学術集会
22	10/31(火)	第 50 回静岡県公立小中学校教頭会研究大会
23	11/2(木)～11/12(日)	令和 5 年度静岡県高等学校総合文化祭 第 71 回静岡県高等学校美術・工芸展
24	11/4(土)	静岡県高等学校文化連盟 「器楽・管弦楽」専門部第 27 回演奏会
25	11/5(日)	ふじのくに芸術祭邦楽演奏会
26	11/8(水)～11/9(木)	第 57 回全国わさび生産者大会静岡大会 第 38 回全国わさび品評会
27	11/11(土)～11/12(日)	日本放射線安全管理学会第 22 回学術大会
28	11/13(月)	第 30 回静岡県図書館大会
29	11/19(日)	ふじのくに芸術祭 2023 合唱コンクール
30	11/21(火)	太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議
31	11/23(木)	ヒガナンフェスティバル～あつまれ！学びと文化のまちに～
32	11/25(土)	ふじのくに美しく品格のある邑フォーラム
33	11/26(日)	ふじのくに芸術祭 2023 舞台芸術部門 舞踊公演「翔の会」
34	11/25(土)～12/3(日)	ふじのくに芸術祭 2023 美術展
35	12/15(金)～12/17(日)	第 27 回日本統合医療学会学術大会
36	1/3(水)	2024 静岡市二十歳の記念式典
37	1/5(金)～1/6(土)	第 11 回静岡県民ミュージカル「海賊」
38	1/25(木)～1/29(月)	第 34 回静岡県特別支援学校高等部合同作品展
39	1/20(土)	第 57 回静岡県管打楽器アンサンブルコンテスト高等学校の部
40	1/25(木)	第 63 回静岡県保育研究大会
41	1/27(土)	静岡県防衛協会 第 43 回静岡音楽祭
42	2/9(金)～2/10(土)	第 71 回東海四県スポーツ推進委員研究大会
43	2/16(金)	令和 6 年静岡県柑橘生産者大会
44	2/18(日)	ふじのくに芸術祭「2023 授賞式」「2024 総合開会式」
45	2/20(火)	令和 5 年度「体力アップコンテスト しずおか」表彰式
46	2/29(木)	2024 年 3・1 ビキニデー日本原水協全国集会

エ 催事開催支援サービス実績

メニュー	サービスの内容	実績
飲食	弁当、ケータリング、パーティー	受注件数 1,626 件 受注額 90,477,828 円
テクニカル	音響照明、看板、生花、会場設営	
清掃	レイアウト転換、ごみ処理	
警備	雑踏・駐車場警備	

(1) 新たなニーズへの対応と賑わいの創出

- ・アフターコロナの段階に入り、オンラインを併用したハイブリッド学会が数多く開催された。また、対面での開催について条件が緩和されたことから、全館規模の学会・全国大会等が制限なく開催されるようになった。

【主な国際会議・国内学会】 ＊全館貸切

開催日	催事名
6/29(木)～7/1(土)	第 49 回日本骨折治療学会学術集会
9/25(月)～9/29(金)	日本薬物動態学会第 38 回年会 第 23 回シクトロム P450 国際会議

【主な全国大会】

開催日	催事名	主催	参加人数
10/18(水)	第 24 回商工会女性部全国大会 in しずおか	静岡県商工会連合会	約 3,000 人
10/27(金)	第 65 回建築士会全国大会 しずおか大会	静岡県建築士会	約 3,000 人

- ・昨年に続き、エンターテインメント催事獲得のため、テレビ局に訪問を行った。また、近年ニーズが高まっている映像撮影のロケーションとしてのグランシップ施設の提供を行った。

※実績：映画撮影（本番 5 日間）、MV 撮影（深夜対応あり）

- ・東静岡周辺のにぎわいに寄与するべく、県が実施する「東静岡駅県有地活用実証実験」や地元自治会の開催するマルシェ等の主催者に働きかけた結果、屋外ひろばを活用したイベントを招致できた。

【主なイベント】

開催日	催事名	参加人数
10/28(土)～29(日)	東アジア食彩フェスティバル	約 5,000 人
11/23(木)	ヒガナンフェスティバル	約 3,000 人

(2) デジタル技術等を活用した顧客サービスの向上

- ・コンベンションのバーチャル化など、新しいニーズに対応するため、有料の高速光回線の貸出を推進することで、同時配信やウェビナー等オンラインと会場の参加者を融合する催事を誘致し、開催した。

【主なハイブリッド学会】 ＊当館光回線利用

開催日	催事名
9/16(土)～9/18(月)	日本歯科衛生学会 第 18 回学術大会
10/28(土)～10/29(日)	日本産業看護学会 第 12 回学術集会

- ・予約システムの更新に合わせて、ウェブからの施設予約機能を拡充した。さらに、利用者が使用承認書等を専用ページからダウンロードできるようになり、発送作業に係る費用が圧縮できた他、キャッシュレスによる支払いが可能となり、利用者の利便性も向上した。

※利用実績：オンライン予約件数 4,330 件、オンライン収納金額 4,428 千円

- ・要望が多かった詳細な備品情報をホームページにアップロードし、誰でも閲覧できるようにすることで、施設利用の利便性が向上した。

(3) 安全・安心・快適な施設管理

- ・県や施設管理、警備、清掃、舞台技術の委託業者と連携して適切な管理・運営を図るとともに、適宜適切に仕様の見直しを継続して進めた。また、県が策定した中期維持保全計画と連携して、計画的な設備更新の実施、故障個所の迅速な修繕に努めた。
- ・電気・ガス使用を最適化し、環境負荷低減とコスト削減を進めた。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みとして、省エネルギーを推進し環境に与える負荷を低減するため、エネルギー管理員の主導による効率的なエネルギー運用に取り組んだ。

【エネルギー使用実績】

区分	H25 (a)	R5 (b)	R5 (b-a)
電 気	6,018,672 kwh	5,195,530 kwh	▲823,142 kwh
ガ ス	788,763 m ³	682,667 m ³	▲106,096 m ³
エネルギー総量	94,250 GJ	81,768 GJ	▲15,692 GJ

※ H25 は静岡県地球温暖化対策実行計画の開始基準年

(4) 危機管理体制

- ・防災訓練においては、自衛消防隊の役割や訓練内容の見直しを図り、より実践的な訓練を行うことで、危機管理の体制強化を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、国や県等関係機関の情報を積極的に収集し、適宜適正に対応した。

5 文化財団法人運営

(1) 経営基盤の安定

ア 安定的な収入の確保

- ・日本芸術文化振興会、地域創造の補助金等を積極的に活用し、事業実施のための財源を確保した。

イ 経費の節減

- ・グランシップ企画事業等の見直しや館内の省エネの徹底により、経費の削減を行った。
- ・常に財団の財務状況を把握し、適時適切な対応ができる体制を維持するため、毎月1回経営企画会議を開催し、各月の予算執行状況や光熱水費の推移を確認するとともに、月次決算及び上半期終了時の中間決算を実施した。
- ・勤怠管理システムを新たに導入し、総務事務の効率化を図った。
- ・各委託業者との綿密な調整を行い、業務の効率化を図った。

(2) 人材の育成

ア 職員が能力を発揮できる組織風土づくり

- ・各課におけるグループ制の導入及びグループマネージャーの配置を実施し、組織として業務を行うことを徹底することで、組織内の情報共有や、進捗管理を徹底した。
- ・新規入職する職員の職場定着と組織の成長を図るため、新規採用職員に対して財団の先輩職員をメンターとして配置して個別支援を行うメンター制度を令和6年度から開始するため、制度設計を行った。
- ・労働安全衛生法に基づく職員の定期健康診断やストレスチェックを継続して実施した。
- ・家族とのふれあいを目的とした定時退館日を各課ごと設定し、時間外勤務の抑制につなげた。

イ 高い資質を有する人材の育成

- ・財団の目指す職員像を明確にした人事評価制度について、令和4年度の試行を経て本格運用を開始し、職員の意欲及び資質の向上を図った。
- ・各職員の職歴の志望を明確にし、財団の将来を担う人材を育成するため、キャリアパス制度を導入し、運用を開始した。
- ・グランシップ休館日には、年間計画に基づく職員研修を実施した。「公益財団法人の経営学」や「ICTによる業務のDX化」をテーマとした外部有識者による研修のほか、財団の財務状況の概要や会計知識（インボイス制度）等について財団職員が内部講師として企画した各種研修を実施し、財団職員のスキルアップを図った。
- ・新任管理職やベテランの中堅職員、新卒等職員を対象として外部の個別研修を活用し、組織内で各ポジションに求められる役割の理解を促進した。
- ・その他、職員が最新の専門知識、技術を習得する機会を確保するため、全国公立文化施設会主催のアートマネジメント研修や、静岡県公立文化施設協議会の各種研修を活用した。

ウ 採用と連動したインターンシップ

- ・財団に興味のある学生が財団全体の業務や職種を体験し、理解することができるインターンシップを引き続き実施するとともに、採用に連動する制度づくりについて検討を行った。

(3) 自分らしい働き方を実現できる環境づくり、勤務制度の導入

ア 新たな働き方

- ・17時15分以降の時間帯について、最低限の人数で効率的に施設運営ができるよう改善し、不必要な時間外勤務の抑制や勤務間インターバルの確保に努めた。
- ・令和4年度の検討を踏まえ、在宅勤務制度の規程を整備し、運用を開始した。

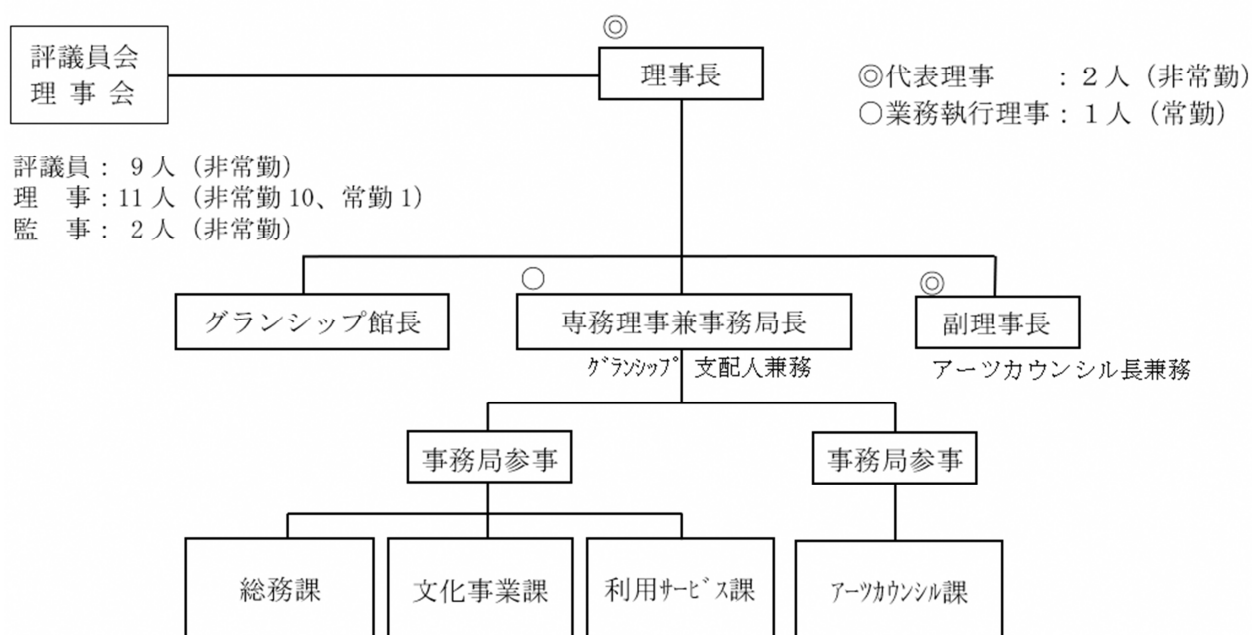
イ 育児・介護休業制度の運用

- ・育児・介護休業制度の活用職員数は下記のとおりである。

	育児休業	短時間勤務	遅出早出勤務
対象職員数	なし	4人	1人

(4) 組織体制

(令和6年3月31日現在)



【職員内訳（人）】

	総務課	文化事業課	貸館事業課	アーツカウンシル課	計
正 規 職 員	4	7	5	1	17
県 派 遣 職 員	2	0	2	2	6
契 約 職 員	3	5	3	7	18
非常勤契約職員	0	0	0	0	0
委 託 職 員	0	2	0	0	2
人材派遣職員	2	2	0	0	4
計	6	16	10	10	47

※休職中の職員を含む

(4) その他の法人運営

【理事会・評議員会等の開催状況】

月 日	会 議	議 案	採否状況
5/15(月)	監事監査	・令和4年度事業報告 ・令和4年度決算及び財産目録	—
5/26(金)	第 1 回 理 事 会	・令和4年度事業報告 ・令和4年度決算及び財産目録 ・定時評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
6/13(火)	定 時 評議員会	・令和4年度決算及び財産目録	出席者の全会一致による 可決
		・辞任に伴う評議員の選任 ・任期満了に伴う理事の選任	候補者一人毎採決、全員 可決
6/21(金)	臨 時 理 事 会	・理事長、副理事長及び専務理事の 選定	候補者一人毎採決、全員 可決
		・公益財団法人静岡文化財団理事長 担任事項規程の廃止 ・令和5年度補正予算 ・静岡県文化財団中期構想の改訂 ・定時評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
7/7(金)	(書面) 評議員会	・評議員の選任 ・令和5年度収支予算の補正	評議員全員の書面による 同意
12/18(月)	第 2 回 理 事 会	・令和5年度収支予算の補正 ・諸規程の制定及び一部改正 ・第2回評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
R6/ 1/16(火)	第 2 回 評議員会	・令和5年度収支予算の補正	出席者の全会一致による 可決
3/6(水)	第 3 回 理 事 会	・令和5年度収支予算の補正 ・令和6年度事業計画 ・令和6年度予算 ・令和6年度資金運用計画 ・役員等のために締結される保険 契約 ・諸規程の一部改正 ・第3回評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
3/22(金)	第 3 回 評議員会	・令和5年度収支予算の補正 ・令和6年度事業計画 ・令和6年度予算	出席者の全会一致による 可決

【許認可及び登記の状況】

登記日	内 容
令和5年10月16日	評議員、理事の辞任・就任登記

※許認可はなし

【基本財産の造成状況】

令和6年3月31日現在

	基本財産造成額	備 考
県 出 捐 金	600,000 千円 300,000 千円	S59 年度～61 年度 H4. 4. 1 文化振興基金取崩額 251,100 千円 県上乗せ分 48,900 千円
小 計	900,000 千円	
市 町 村 出 捐 金	100,000 千円	S59 年度～S61 年度
寄 附 金 等	1,710 千円	個人寄附 その他
基本財産造成額合計	1,001,710 千円	
基本財産時価評価額	1,012,795 千円	R5 年度末 新会計基準による

【別紙】令和5年度 グランシップ企画事業一覧

1 子ども・子育て世代への支援（24事業、51,334人）

(1) 上質で多彩な鑑賞

東アジア文化都市 2023 認証プログラム：☆
 中高生鑑賞プラン：○
 こども・学生 1000 円、
 こども・学生チケット：◎

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
1	グランシップ 世界のこども劇場 2023	8/4(金) ～8/6(日)	中ホール他 ☆・○・◎	1,187	世界で活躍する劇団による、舞台芸術等の子ども向けの公演 出演：ラ・ヤベ・マエストラ(チ・スペイン)、to R mansion(日本・スペイン) 演目：パレイトリア、風のみた夢、へんてこようじょう
2	【出前公演】 世界のこども劇場 2023	8/2(水)	菊川文化会館 ○・◎	162	グランシップで開催した世界のこども劇場の出前公演 出演：ラ・ヤベ・マエストラ(チ・スペイン) 演目：パレイトリア
3	につぼんこども劇場 ～文楽わんだーらんど～	7/9(日)	中ホール ☆・○・◎	186	ユネスコ無形文化遺産「人形浄瑠璃 文楽」の魅力や面白さを子どもに分かりやすく伝える、実演・体験を交えた公演 出演：人形浄瑠璃文楽座 実演：伊達娘恋緋鹿子～火の見櫓の段
4	【共催】 夏の“絵日記”コンサート オーケストラ・キャラバン 静岡公演	8/20(日)	中ホール ◎	480	オーケストラの演奏を子どもたちが家族で気軽に楽しめるコンサート 管弦楽：神奈川フィルハーモニー管弦楽団、指揮：松川智哉、ピアノ：務川慧悟 他 曲目：久石譲 オケストラストーリーズ となりのトトロ 他
計	4 事業			2,015	

(2) 関心・理解・親しみを深める教育普及

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
5	国立劇場 歌舞伎鑑賞教室 (2 公演)	6/26(月)	中ホール ☆・○・◎	1,504	国立劇場による、解説付き歌舞伎鑑賞教室の出張公演 出演：中村扇雀、中村虎之介 他 演目：解説 歌舞伎のみかた 日本振袖始—八岐大蛇と素戔鳴尊—
6	中高生のためのオーケストラ (2 公演)	11/17(金)	中ホール ○	1,042	県内の中高生が上質なオーケストラの音楽を体験するクラシックコンサート 管弦楽：東京都交響楽団 指揮：小泉和裕 曲目：ベートーヴェン交響曲第5番短調「運命」他
7	伝統芸能普及プログラム ＜大学連携＞ 伝統芸能講演会	11/22(水)	静岡県立大学 ☆	190	東アジア文化都市に関連して行った、日本の伝統芸能である能楽に関する講演・解説及び実演 講師：宝生和英氏(シテ方宝生流第二十代宗家) タイトル：「シルクロードが生み出した芸能能楽」
8	グランシップ 子どもアート体験！ 登録アーティスト アウトリーチ	6 月～2 月	吉田特支駿遠分 教室、六合東小 (島田市) 他	743	グランシップ 登録アーティストによる学校でのミニコンサート その他の実施校/吉田特支(榛原郡)、南伊豆東小(南伊豆町)、北浜東小(浜松市)、千本小(沼津市)、清水特支(静岡市)、気田小(浜松市)
9	グランシップ 子どもアート体験！ 人形浄瑠璃文楽出前講座 (2 校)	7/10(月) 7/11(火)	函南中(函南町) 舞阪中(浜松市)	421	文楽協会の協力による実演を交えた文楽講座 講師：人形浄瑠璃文楽座 実演：伊達娘恋緋鹿子～火の見櫓の段
10	グランシップ 子どもアート体験！ 宝井馬琴監修講談教室	10/17(火) 11/20(月)	南中小(南伊豆町)、安西小(静岡市)	109	本県出身の六代目宝井馬琴監修による講談教室 講師：宝井琴星、宝井琴鶴
11	グランシップ 子どもアート体験！ 玉川奈々福の浪曲教室	12/20(水) 12/21(木)	清水船越小(静岡市)、焼津南小・焼津東小(焼津市)	216	小学生向けの浪曲教室 講師：玉川奈々福、沢村まみ 実演：「浪曲シンデレラ」
12	グランシップ 子どもアート体験！ 狂言ワークショップ	10/23(月)	仁科小・田子小・賀茂小(西伊豆町)	52	伝統芸能普及プログラムの一環として実施する小学生向けの狂言教室 講師：三宅右矩、三宅近成、金田弘明 実演：「棒縛」
13	伝統芸能普及プログラム ＜大学連携＞ 文楽レクチャー	7/9(日)	中ホール	39	大学生、一般参加者を対象とした、実演を交えた文楽のワークショップ (※一般参加者有料) 講師：人形浄瑠璃文楽座 実演：伊達娘恋緋鹿子～火の見櫓の段
14	伝統芸能普及プログラム ＜大学連携＞ 浪曲レクチャー	12/20(水)	映像ホール	12	大学生を対象とした、実演を交えた浪曲のワークショップ 講師：玉川奈々福(浪曲師)、沢村まみ(曲師) 実演：物くさ太郎

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者 (人)	内 容
15	伝統芸能普及プログラム ＜大学連携＞ 講談レクチャー	11/20(月)	映像ホール	17	大学生を対象とした、実演を交えた講談のワークショップ 講師:宝井琴鶴 実演:那須与一 扇的
16	伝統芸能普及プログラム ＜大学連携＞ 歌舞伎レクチャー	5/24(水)	映像ホール	23	大学生を対象とした、歌舞伎の基礎知識や制作の裏側などを、映像資料を交えて紹介する歌舞伎のワークショップ 講師:国立劇場制作部歌舞伎課 職員
17	伝統芸能普及プログラム ＜教育普及＞ 歌舞伎レクチャー	5/17(水) 5/24(水) 6/14(水)	大渕中(富士市) 藁科中(静岡市) 他	224	「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」を鑑賞する学校対象の事前レクチャー。歌舞伎の基礎知識や公演の見どころを国立劇場職員が分かりやすく解説 その他の実施校/浜松湖北高佐久間分校(浜松市)
18	【出前公演】 アウトリーチ スヴェング ミニコンサート	1/26(金)	豊田東小 (磐田市)	384	「驚異のハモニカ・カルテット スヴェング」に出演するハモニカ集団スヴェングによるミニコンサート 出演:ハモニカ・カルテット スヴェング 曲目:映画「ハウルの動く城」より「人生のメロコアラント」他
19	詩人と語ろう！ 言葉を語ろう！	10/29(日)	三島市民文化 会館	10	「しずおか連詩の会」に連動した、県内高校の文芸部で活動する高校生と詩人が交流しながら連詩を創作するワークショップ 講師:野村喜和夫 参加:静岡県立三島北高校文芸部
20	グランシップ 子どもアート体験！ 貼り絵ワークショップ	6/29(木)	浜松特別支援 学校(浜松市)	34	特別支援学校で学ぶ生徒一人ひとりの表現・魅力を引き出す貼り絵のワークショップ 講師:福井揚
計	16 事業			5,020	

(3) 誰もが主人公となる県民参加

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者 (人)	内 容
21	グランシップ トレインフェスタ 2023	5/20(土) 5/21(日)	全館 ☆	22,026	鉄道模型コーナーや駅弁販売等、鉄道ファンから親子連れまで、家族で楽しめる日本最大級の鉄道イベント
22	冬のおくりもの 2023 キノ・イグルーの 不思議の国のえいがかん	12/17(日)	大ホール ☆	518	小さな子どもたちが家族と一緒に世界各国の映画を楽しめる映画会 出演:キノ・イグルー、近藤康平(ライフ・ヘ インテンク) 他 上映:弟の夢、Christmas(外山光男) 他
23	冬のおくりもの 2023 こどもたちのための静岡フィル クリスマスコンサート	12/17(日)	大ホール ☆	1,824	県内で活動する静岡フィルハーモニー管弦楽団による0歳児から楽しめるオーケストラのコンサート 管弦楽:静岡フィルハーモニー管弦楽団 指揮:松村詩史 ヴァラノ:Emi 他 曲目:魔法使いの弟子 他
24	東アジア文化都市 東アジア文化交流フェア EASTASIA meets SHIZUOKA	5/3(水・祝) 5/4(木・祝)	大ホール ☆	19,931	東アジア文化都市のオープニングに関連して開催した、日中韓のダンスや音楽のステージ、食や伝統的な遊びに関するワークショップ など、気軽に文化交流を楽しめるイベント
計	4 事業			44,299	

2 音楽文化等の普及・振興（15事業・9,697人）

(1) 上質で多彩な鑑賞

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
1	東京グランド・ソロイスト	7/22(土)	中ホール ☆・○・◎	681	男性17人によるオール・アソフ・プログラムコンサート 出演：三浦一馬(バンド・ネコ) 石田泰尚(ソロ・ヴァイオリン) 黒木岩寿(コントラバス) 大坪純平(ギター) 石川智(ドラムス) 他 曲目：アストル・ビ・アソフ リベラタンコ 他
2	挟間美帆 m_unit	9/23(土・祝)	中ホール ☆・○・◎	248	ニューヨークを拠点に活動するジャズ作曲家・挟間美帆が自身のバンド m_unit と贈るコンサート 出演：挟間美帆(指揮)、土井徳浩(アルト・サックス) 他 曲目：挟間美帆 Abeam, Portrait of Guess 他
3	アレクサンダー・ガジェヴ ピアノ・リサイタル	10/23(月)	中ホール ☆・○・◎	534	2021年第18回ショパン国際ピアノ・コンクールで第2位となったアレクサンダー・ガジェヴのリサイタル ピアノ：アレクサンダー・ガジェヴ 曲目：ショパン スケルツォ第3番嬰ハ短調 Op. 39、ムソグレンスキー 組曲「展覧会の絵」 他
4	小泉和裕指揮 東京都交響楽団 名曲コンサート	11/18(土)	中ホール ☆・○・◎	629	日本を代表するオーケストラによるクラシックコンサート 管弦楽：東京都交響楽団 指揮：小泉和裕 ヴァイオリン：三浦文彰 曲目：ブルッフ ヴァイオリン協奏曲第1番短調 作品26 他
5	小林愛実 ピアノ・リサイタル	11/29(水)	中ホール ☆・○・◎	798	2021年第18回ショパン国際ピアノ・コンクールで第4位入賞した小林愛実のリサイタル ピアノ：小林愛実 曲目：シュベール 即興曲集 D935 Op. 142、ショパン ポロネーズ第7番変イ長調「幻想」Op. 61 他
6	平原綾香 20th Anniversary Concert Tour 2023	12/15(金)	中ホール ☆・◎	874	グラシッパ・プレミアム・クリスマス・ライブとして贈る、芸能活動20周年を迎える歌手 平原綾香のコンサート 曲目：おひさま～大切なあなたへ、大きな木の下、JOYFUL JOYFUL、今、風の中で 他
7	静岡ガス PRESENTS グランシップ&静岡 ニューイヤーコンサート (2公演)	1/12(金)	中ホール	1,668	新年に相応しい内容で贈るクラシックコンサート 管弦楽：富士山静岡交響楽団 指揮：高関健 ピアノ：高木竜馬 曲目：グリーグ ピアノ協奏曲イ短調 Op. 16、J. ショトラウス II 喜歌劇「こもり」序曲 他
8	H ZETT M×神奈川フィル ハーモニー管弦楽団 「新しいチカラ」	1/21(日)	大ホール ○・◎	1,026	H ZETT M 等で活躍するピアニスト・H ZETT M と神奈川フィルによる、グランシップ オリジナルのコンサート 管弦楽：神奈川フィルハーモニー管弦楽団 指揮：高井優希 ピアノ：H ZETT M 曲目：新しいチカラ 他
9	【出前公演】 フィンランド発 驚異の ハーモニカ・カルテット スヴェング	1/27(土)	アミューズ豊 田ゆやホール (磐田市) ○・◎	293	フィンランド発人気ハーモニカ集団・スヴェングによるコンサート 出演：ハーモニカ・カルテット「スヴェング」 ヨーコ・クッパ、エーロ・グレンストム、エーロ・トリカ、パシ・レイノ 曲目：赤とんぼ、フィンランディア、祖母に捧げるタンゴ、ペドゥイグのテーマ 他
10	大江千里 ひな祭りジャズ・ライブ	3/3(日)	中ホール ○・◎	846	日本の音楽シーンからニューヨークへ活動の場を移し、活躍を続けるジャズピアニスト・大江千里によるジャズ・ライブ 出演：大江千里 曲目：うれしいひなまつり、十人十色、エールをおくろう、Rain, My Glory Days 他
11	坂東祐大&文月悠光 音楽と詩と声の現場 2024	3/20(水・祝)	中ホール ○・◎	204	作曲家・坂東祐大による現代音楽と詩人・文月悠光の詩を「声」を用いて披露する、これまでにないコンサート 出演：多久潤一朗(フルト)、秋田勇魚(ギター)、石上真由子(ヴァイolin)、矢部華恵(朗読) 曲目：「声の現場」、「花と蜜」より 他
計	11事業			7,801	

(2) 関心・理解・親しみを深める教育普及

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
12	東京都交響楽団 名曲コンサート 事前レクチャー	10/29(日)	映像ホール ◎	34	「東京都交響楽団 名曲コンサート」をより深く理解し、楽しむための事前レクチャー 講師：平野昭(静岡文化芸術大学名誉教授) 内容：ベートーヴェンの交響曲《運命》に迫る！～苦悩から歓喜へ
計	1事業			34	

(3) 誰もが主人公となる県民参加

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者 (人)	内 容
13	グランシップ ビッグバンド・ジャズ・ フェスティバル 2023	8/13(日)	大ホール ☆	1,004	静岡県内で活動するアマチュアバンド 8 団体による ジャズフェスティバル 出演団体:沼津燦々ジャズオーケス トラ、サ・スイング・ハート・オーケストラ、スーパー・プラス・オーケストラ、 他 曲目:Celebracion, Caravan 他
14	【共催】 静岡県学生音楽コンクール	予選 6/17(土)、18(日) 本番 8/19(土)	中ホール他	410	静岡県内のクラシック音楽を志す児童生徒を 対象とした音楽コンクール 弦楽、管楽、声楽、ピアノ 4 部門で実施
15	【提携公演】 音楽青葉会・静岡児童合唱団 創立 80 周年記念演奏会 Part I	4/2(日)	中ホール	448	静岡県内で活動する芸術団体に対する発表の 場の提供 合唱:静岡児童合唱団、青葉会スベリオル 語り:阿 部一徳 バリトン:酒井雄一 ピアノ:須関裕子 他
計	3 事業			1,862	

3 伝統芸能の継承 (6 事業・3,222 人)

(1) 上質で多彩な鑑賞

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者 (人)	内 容
1	グランシップ寄席 ～ニホンノコワイハナシ～	7/23(日)	中ホール ☆・○・◎	478	季節感のある怪談噺の落語・講談・浪曲の公演 出演:立川談笑(落語「夜、る」)、玉川奈々福(浪 曲「亡霊剣法」)、神田阿久鯉(講談「村井長庵雨 夜の裏田圃」)、林家つる子(落語「お菊の皿」)
2	人形浄瑠璃 文楽 (2 公演)	10/8(日)	中ホール ☆・○・◎	874	「グランシップ 伝統芸能シリーズ」の 1 つとして実施 する、文楽協会による文楽公演 出演:竹本鉦 太夫、桐竹勘十郎 他 演目:義経千本桜～椎の 木の段、桂川連理柵～六角堂の段 他
3	グランシップ静岡能	1/27(土)	中ホール ○・◎	539	「グランシップ 伝統芸能シリーズ」の 1 つとして実施 する本格的な能楽公演 出演:宝生和英、大友 順、山本泰太郎 他 演目:能「石橋 赤黒」・ 「鶴亀」、狂言:「佐渡狐」
4	グランシップ寄席 ～柳家喬太郎独演会～ (2 公演)	3/17(日)	交流ホール ○・◎	589	古典から新作まで絶大な人気を誇る落語家・柳 家喬太郎の独演会 出演・演目:柳家喬太郎(同 棲したい、夢の酒、禁酒番屋 他)、柳家喬志郎(ハ ッピー・エクスプレス 他)、柳家小太郎(粗忽の釘 他)
計	4 事業			2,480	

(2) 関心・理解・親しみを深める教育普及

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者 (人)	内 容
5	グランシップ静岡能 能楽入門公演	9/10(日)	中ホール ☆・○	572	「グランシップ 伝統芸能シリーズ」の 1 つとして分 かりやすい解説と能楽教室お稽古生の成果発 表を取り入れた入門公演 出演:山階彌右衛 門 他 演目:能「野守」、仕舞「邯鄲」 他
6	グランシップ伝統芸能シリ ーズ講演会 岩下尚史の伝統芸能へよ うこそ!	8/26(土)	交流ホール ☆	170	作家・岩下尚史さんと人間国宝・桐竹勘十郎さ ん(文楽人形遣い)による、文楽公演に向け た、文楽にはじめて触れる方を対象に魅力や 楽しみ方を紹介する講演会
計	2 事業			742	

(3) 誰もが主人公となる県民参加

該当なし

4 文芸・美術等の振興（6事業・13,513人）

(1) 上質で多彩な鑑賞

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
1	平間至 写真展	7/25(火) ～8/20(日)	展示ギャラリー ☆	2,012	TOWER RECORDS のコーポレート・ボイスである、「NO MUSIC, NO LIFE.」のポスター撮影を手掛けている写真家・平間至の写真展 期間中にギャラリートーク、トークライブを各1回開催
2	本と音楽の素敵な出会い ～『ラブカは静かに弓を持つ』	10/15(日)	中ホール ☆・○・◎	281	2023 年本屋大賞第2位の安壇美緒の作品をテーマにトークとピアノ演奏を交えた文学と音楽の公演 出演：安壇美緒、横坂源(チェロ)、沼沢淑音(ピアノ)、 浦久俊彦(ピエゲーター) 曲目：カッチーニ アヴェ・マリア 他
3	【出前】 しずおか連詩の会 in 三島	11/12(日)	三島市民文化 会館 ☆・○	127	本県出身の詩人・大岡信氏が提唱した、複数人で短い詩をリレーのように連ねる「連詩」の創作と発表 参加：野村喜和夫、田原、岡野大嗣、文月悠光、小野絵里華 タイトル：「約束を潜めた歴史」の巻
	3 事業			2,420	

(2) 関心・理解・親しみを深める教育普及

該当なし

(3) 誰もが主人公となる県民参加

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
4	グランシップ 誰もが Wonderful アート	8/26(土) ～9/10(日)	展示ギャラリー ☆	2,039	表現や個性を認め合うことを目的とした、県内在住の現代美術家・演奏家白砂勝敏氏と静岡県内特別支援学校8校の生徒・児童の作品展。期間中に鑑賞ツアー、音楽会を各1回開催
5	高松宮妃のおひなさま展	2/17(土) ～3/3(日)	展示ギャラリー	8,554	徳川慶喜の孫にあられる高松宮妃喜久子さまがご成婚時にお持ちになったひな人形の展示。開館25周年を記念し、『だれもが笑顔になる「にこにこ人形展」』を同時開催
6	【共催事業】 ふじのくに芸術祭春の祭典 「授賞式」「総合開会式」	2/18(日)	中ホール	500	ふじのくに芸術祭のメインイベントである春の祭典授賞式・開会式
計	3 事業			11,093	

※ 東アジア文化都市 2023 静岡県コア事業（2事業・1,639人）

	事業名	月日	会場	入場・参加者 (人)	内 容
1	日中韓映画祭事業 グランシップ 日中韓映画上映会	9/29(金) 11/3(金・祝) 11/4(土)	大ホール	1,196	日中韓の相互文化理解促進を目的とした映画祭。JR 草薙駅北口広場でのプレイベント開催で地域との協働も実現。タイトル：「ビューティ・インサイト」「82 年生まれ、キム・ジヨン」(韓国)「妻への家路」(中国)「ペイビー・ブローカー」「そして父になる」(日本)
2	音楽交流事業 ウィーンの風 ウィーン木管五重奏団	10/6(金)	中ホール ○・◎	443	ウィーンで活躍する奏者5人のアンサンブルと静岡県立清水南高校同中等部管弦楽部・芸術科音楽専攻生徒との共演による公演。出演：ウィーン木管五重奏団、岡部武彦 他 曲目：J. シュトラウスⅡ 喜歌劇「こうもり」序曲、J. ブラームス ハンガリー舞曲第5番 他
計	2 事業			1,639	

正味財産増減計算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	R5年度	R4年度	差 額
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,717,776	6,016,481	701,295
基本財産等運用収益	6,717,776	6,016,481	701,295
特定資産運用収益	47,148	56,600	△ 9,452
特定資産運用収益	47,148	56,600	△ 9,452
事業収益	1,348,693,483	1,313,730,276	34,963,207
アーツカウンシル運営事業収益	2,266,279	2,193,863	72,416
グランシップ企画事業収益	60,545,336	48,719,957	11,825,379
受託事業収益	968,877,264	1,012,203,700	△ 43,326,436
友の会事業収益	2,601,500	2,801,800	△ 200,300
施設利用料収益	167,579,117	151,030,450	16,548,667
駐車場事業収益	50,843,797	43,945,770	6,898,027
チケット販売手数料収益	0	165,416	△ 165,416
サービス料収益	88,567,420	46,480,162	42,087,258
自動販売機等管理事業設置収益	7,412,770	6,189,158	1,223,612
受取補助金等	131,619,338	172,523,603	△ 40,904,265
受取国庫補助金	0	10,794,000	△ 10,794,000
地方公共団体補助金(市・県)	125,109,338	130,139,603	△ 5,030,265
受取民間補助金	6,510,000	31,590,000	△ 25,080,000
受取負担金	48,250,010	0	48,250,010
受取負担金	48,250,010	0	48,250,010
特別賛助会員会費	100,000	100,000	0
特別賛助会員会費	100,000	100,000	0
雑収益	1,169,880	1,338,580	△ 168,700
雑収益	1,169,880	1,338,580	△ 168,700
経常収益計	1,536,597,635	1,493,765,540	42,832,095
(2) 経常費用			
事業費	1,484,885,950	1,498,548,138	△ 13,662,188
役員報酬	4,705,222	3,971,650	733,572
給料手当	172,568,865	176,208,424	△ 3,639,559
退職給付費用	9,485,796	9,574,916	△ 89,120
賞与引当金繰入	14,825,867	15,665,585	△ 839,718
福利厚生費	35,682,602	35,081,660	600,942
諸謝金	15,919,135	24,142,979	△ 8,223,844
旅費交通費	7,140,689	10,144,898	△ 3,004,209
消耗品費	18,486,028	17,788,570	697,458
食糧費	495,375	425,579	69,796
印刷製本費	2,845,372	1,836,122	1,009,250
光熱水費	191,050,892	223,379,202	△ 32,328,310
通信運搬費	6,351,776	5,401,405	950,371
修繕費	28,054,324	33,467,564	△ 5,413,240
保険料	1,492,696	1,333,361	159,335
委託費	822,863,921	808,570,821	14,293,100
使用料及び賃借料	16,487,567	19,361,261	△ 2,873,694
広告宣伝費	29,110,108	26,748,922	2,361,186
負担金、補助及び交付金	78,794,007	56,644,970	22,149,037
手数料	6,348,874	4,277,256	2,071,618
租税公課	18,400,500	23,349,950	△ 4,949,450
雑費	25,561	19,600	5,961
減価償却費	3,384,934	1,153,443	2,231,491
支払寄付金	365,839	0	365,839

(単位:円)

科 目	R5年度	R4年度	差 額
管理費	21,085,943	22,793,763	△ 1,707,820
役員報酬	2,331,525	2,031,134	300,391
給料手当	4,708,789	4,867,176	△ 158,387
退職給付費用	182,669	181,082	1,587
賞与引当金繰入	428,129	463,928	△ 35,799
福利厚生費	1,479,147	1,469,899	9,248
旅費交通費	123,372	190,094	△ 66,722
消耗品費	7,658	10,192	△ 2,534
食糧費	1,730	5,200	△ 3,470
印刷製本費	0	49,500	△ 49,500
光熱水費	9,856,830	11,470,131	△ 1,613,301
通信運搬費	95,738	133,111	△ 37,373
保険料	161,620	157,895	3,725
委託費	1,298,000	1,298,000	0
使用料及び賃借料	156,510	146,070	10,440
負担金、補助及び交付金	72,000	76,000	△ 4,000
手数料	61,160	64,625	△ 3,465
租税公課	71,932	75,532	△ 3,600
雑費	10,670	58,037	△ 47,367
減価償却費	38,464	46,157	△ 7,693
経常費用計	1,505,971,893	1,521,341,901	△ 15,370,008
評価損益等調整前当期経常増減額	30,625,742	△ 27,576,361	58,202,103
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	30,625,742	△ 27,576,361	58,202,103
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前期損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
棚卸資産廃棄損	9,866,625	0	9,866,625
経常外費用計	9,866,625	0	9,866,625
当期経常外増減額	△ 9,866,625	0	△ 9,866,625
税引前当期一般正味財産増減額	20,759,117	△ 27,576,361	48,335,478
法人税、住民税及び事業税	7,813,800	1,893,300	5,920,500
税引後当期一般正味財産増減額	12,945,317	△ 29,469,661	42,414,978
一般正味財産期首残高	236,599,488	266,069,149	△ 29,469,661
一般正味財産期末残高	249,544,805	236,599,488	12,945,317
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産評価益	0	1,392,000	△ 1,392,000
②基本財産評価損	8,798,539	13,493,351	△ 4,694,812
③基本財産売却損	0	2,233,644	△ 2,233,644
当期指定正味財産増減額	△ 8,798,539	△ 14,334,995	5,536,456
指定正味財産期首残高	1,021,594,378	1,035,929,373	△ 14,334,995
指定正味財産期末残高	1,012,795,839	1,021,594,378	△ 8,798,539
III 正味財産期末残高	1,262,340,644	1,258,193,866	4,146,778

正味財産増減計算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小 計			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	4,030,666	0	0	0	2,687,110		6,717,776
基本財産等運用収益	4,030,666	0	0	0	2,687,110		6,717,776
特定資産運用収益	0	0	0	0	47,148		47,148
特定資産運用収益	0	0	0	0	47,148		47,148
事業収益	807,396,879	527,211,718	8,060,915	535,272,633	10,314,645	△ 4,290,674	1,348,693,483
アーツカウンシル運営事業収益	2,266,279	0	0	0	0		2,266,279
グランシップ企画事業収益	61,793,336	0	0	0	0	△ 1,248,000	60,545,336
受託事業収益	654,846,222	298,256,982	5,459,415	303,716,397	10,314,645		968,877,264
友の会事業収益	0	0	2,601,500	2,601,500	0		2,601,500
施設利用料収益	88,491,042	79,742,875	0	79,742,875	0	△ 654,800	167,579,117
駐車場事業収益	0	50,843,797	0	50,843,797	0		50,843,797
サービス料収益	0	90,955,294	0	90,955,294	0	△ 2,387,874	88,567,420
自動販売機等管理事業収益	0	7,412,770	0	7,412,770	0		7,412,770
受取補助金等	131,619,338	0	0	0	0		131,619,338
受取地方公共団体補助金(市・県)	125,109,338	0	0	0	0		125,109,338
受取民間補助金	6,510,000	0	0	0	0		6,510,000
受取負担金	48,250,010	0	0	0	0		48,250,010
受取負担金	48,250,010	0	0	0	0		48,250,010
特別賛助会員会費	100,000	0	0	0	0		100,000
特別賛助会員会費	100,000	0	0	0	0		100,000
雑収益	44,122	1,125,758	0	1,125,758	0		1,169,880
雑収益	44,122	1,125,758	0	1,125,758	0		1,169,880
経常収益計	991,441,015	528,337,476	8,060,915	536,398,391	13,048,903	△ 4,290,674	1,536,597,635
(2) 経常費用							
事業費	1,002,357,773	477,049,405	9,769,446	486,818,851		△ 4,290,674	1,484,885,950
役員報酬	3,414,647	954,487	336,088	1,290,575		0	4,705,222
給料手当	138,009,634	32,267,233	2,291,998	34,559,231		0	172,568,865
退職給付費用	7,506,884	1,841,910	137,002	1,978,912		0	9,485,796
賞与引当金繰入	11,655,394	2,962,194	208,279	3,170,473		0	14,825,867
福利厚生費	27,350,004	7,721,352	611,246	8,332,598		0	35,682,602
諸謝金	15,802,605	116,530	0	116,530		0	15,919,135
旅費交通費	6,895,754	244,935	0	244,935		0	7,140,689
消耗品費	11,794,096	6,623,358	101,574	6,724,932		△ 33,000	18,486,028
食糧費	798,594	3,685	0	3,685		△ 306,904	495,375
印刷製本費	2,463,711	104,461	277,200	381,661		0	2,845,372
光熱水費	135,399,486	51,916,842	3,734,564	55,651,406		0	191,050,892
通信運搬費	4,848,423	860,652	728,501	1,589,153		△ 85,800	6,351,776
修繕費	15,558,155	12,496,169	0	12,496,169		0	28,054,324
保険料	1,115,746	353,989	22,961	376,950		0	1,492,696
委託費	482,791,841	340,465,550	0	340,465,550		△ 393,470	822,863,921
使用料及び賃借料	11,926,205	6,401,229	57,703	6,458,932		△ 1,897,570	16,487,567
広告宣伝費	29,110,108	0	0	0		0	29,110,108
負担金、補助及び交付金	78,576,088	217,919	1,248,000	1,465,919		△ 1,248,000	78,794,007
手数料	5,614,283	1,060,521	0	1,060,521		△ 325,930	6,348,874
租税公課	9,767,393	8,633,107	0	8,633,107		0	18,400,500
雑費	25,561	0	0	0		0	25,561
減価償却費	1,933,161	1,437,443	14,330	1,451,773		0	3,384,934
支払寄付金	0	365,839	0	365,839		0	365,839

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小 計			
管理費					21,085,943		21,085,943
役員報酬					2,331,525		2,331,525
給料手当					4,708,789		4,708,789
退職給付費用					182,669		182,669
賞与引当金繰入					428,129		428,129
福利厚生費					1,479,147		1,479,147
旅費交通費					123,372		123,372
消耗品費					7,658		7,658
食糧費					1,730		1,730
光熱水費					9,856,830		9,856,830
通信運搬費					95,738		95,738
保険料					161,620		161,620
委託費					1,298,000		1,298,000
使用料及び賃借料					156,510		156,510
負担金、補助及び交付金					72,000		72,000
手数料					61,160		61,160
租税公課					71,932		71,932
雑費					10,670		10,670
減価償却費					38,464		38,464
経常費用計	1,002,357,773	477,049,405	9,769,446	486,818,851	21,085,943	△ 4,290,674	1,505,971,893
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,916,758	51,288,071	△ 1,708,531	49,579,540	△ 8,037,040	0	30,625,742
基本財産評価損益等							0
評価損益等計	0	0	0	0	0		0
当期経常増減額	△ 10,916,758	51,288,071	△ 1,708,531	49,579,540	△ 8,037,040	0	30,625,742
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
前期損益修正益	0	0	0	0	0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用							
棚卸資産廃棄損	9,866,625						
経常外費用計	9,866,625	0	0	0	0		9,866,625
当期経常外増減額	△ 9,866,625	0	0	0	0		△ 9,866,625
他会計振替額	22,266,654	△ 30,303,694	0	△ 30,303,694	8,037,040		0
税引前当期一般正味財産増減額	1,483,271	20,984,377	△ 1,708,531	19,275,846	0	0	20,759,117
法人税、住民税及び事業税	0	7,813,800	0	7,813,800	0		7,813,800
税引後当期一般正味財産増減額	1,483,271	13,170,577	△ 1,708,531	11,462,046	0	0	12,945,317
一般正味財産期首残高	18,031,290	207,378,633	10,850,785	218,229,418	338,780		236,599,488
一般正味財産期末残高	19,514,561	220,549,210	9,142,254	229,691,464	338,780	0	249,544,805
II 指定正味財産増減の部							
①基本財産評価益	0	0	0	0	0		0
②基本財産評価損	5,279,123	0	0	0	3,519,416		8,798,539
③基本財産売却損	0	0	0	0	0		0
当期指定正味財産増減額	△ 5,279,123	0	0	0	△ 3,519,416		△ 8,798,539
指定正味財産期首残高	612,956,627	0	0	0	408,637,751		1,021,594,378
指定正味財産期末残高	607,677,504	0	0	0	405,118,335		1,012,795,839
III 正味財産期末残高	627,192,065	220,549,210	9,142,254	229,691,464	405,457,115		1,262,340,644

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	5年度	4年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	1,851,270	1,511,770	339,500
普通預金	112,060,124	121,692,606	△ 9,632,482
貯蔵品	7,828,333	19,781,125	△ 11,952,792
未収金	73,809,839	50,430,416	23,379,423
仮払金	0	118,800	△ 118,800
前払金	1,393,064	1,392,860	204
立替金	1,601,626	1,826,856	△ 225,230
流動資産合計	198,544,256	196,754,433	1,789,823
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券等	1,007,696,376	1,016,494,915	△ 8,798,539
定期預金	0	5,099,463	△ 5,099,463
普通預金	5,099,463	0	5,099,463
基本財産合計	1,012,795,839	1,021,594,378	△ 8,798,539
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	52,957,965	47,906,300	5,051,665
企画事業積立資産	57,709,779	57,709,779	0
指定管理事業積立資産	136,650,896	136,650,896	0
友の会事業積立資産	7,607,180	8,186,111	△ 578,931
特定資産合計	254,925,820	250,453,086	4,472,734
(3) その他固定資産			
什器備品	560,893	1,564,291	△ 1,003,398
電話加入権	144,000	144,000	0
ソフトウェア	9,680,000	0	9,680,000
その他固定資産合計	10,384,893	1,708,291	8,676,602
固定資産合計	1,278,106,552	1,273,755,755	4,350,797
資産合計	1,476,650,808	1,470,510,188	6,140,620
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	124,872,207	135,640,656	△ 10,768,449
預り金	2,943,804	2,368,893	574,911
前受金	18,282,192	10,268,690	8,013,502
仮受金	0	2,270	△ 2,270
賞与引当金	15,253,996	16,129,513	△ 875,517
流動負債合計	161,352,199	164,410,022	△ 3,057,823
2 固定負債			
退職給付引当金	52,957,965	47,906,300	5,051,665
固定負債合計	52,957,965	47,906,300	5,051,665
負債合計	214,310,164	212,316,322	1,993,842
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	1,012,795,839	1,021,594,378	△ 8,798,539
(うち基本財産への充当額)	(1,012,795,839)	(1,021,594,378)	(△ 8,798,539)
2 一般正味財産	249,544,805	236,599,488	12,945,317
(うち特定資産への充当額)	(201,967,855)	(202,546,786)	(△ 578,931)
正味財産合計	1,262,340,644	1,258,193,866	4,146,778
負債及び正味財産合計	1,476,650,808	1,470,510,188	6,140,620

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他の有価証券

市場価格のあるものは時価評価により、市場価格のないものは取得価格により評価している。

(2) 棚卸資産（貯蔵品）の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① その他固定資産

定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

常勤役員及び職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（公益財団法人静岡県文化財団退職給与支給規程に基づき計算した当期末自己都合要支給額）に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

③ 貸倒引当金

債券の貸倒損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し回収不能額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引又はリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引に限る。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(7) 税効果会計の適用

法人税法上の収益事業を実施しているが、過年度及び当年度に発生した一時差異に係る税金の額に重要性が乏しいことから、税効果会計は適用していない。

なお、法人税、住民税（均等割を除く。）及び事業税については、当期一般正味財産増減額に対する重要性が高いことから、独立区分表記している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券等	1,016,494,915	0	8,798,539	1,007,696,376
定期預金	5,099,463	0	5,099,463	0
普通預金	0	5,099,463	0	5,099,463
計	1,021,594,378	5,099,463	13,898,002	1,012,795,839
特定資産				
退職給付引当資産	47,906,300	9,051,165	3,999,500	52,957,965
企画事業積立資産	57,709,779	0	0	57,709,779
指定管理事業積立資産	136,650,896	0	0	136,650,896
友の会事業積立資産	8,186,111	0	578,931	7,607,180
計	250,453,086	9,051,165	4,578,431	254,925,820
合 計	1,272,047,464	14,150,628	18,476,433	1,267,721,659

※令和6年度に、税引後当期一般正味財産増減額のうち 1,708,531 円を友の会事業積立資産に積み立て、収益事業会計分は、公益目的事業会計分に充当する。

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基本財産				
投資有価証券等	1,007,696,376	(1,007,696,376)	—	—
定期預金	0	(0)	—	—
普通預金	5,099,463	(5,099,463)	—	—
計	1,012,795,839	(1,012,795,839)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	52,957,965	—	—	(52,957,965)
企画事業積立資産	57,709,779	—	(57,709,779)	—
指定管理事業積立資産	136,650,896	—	(136,650,896)	—
友の会事業積立資産	7,607,180	—	(7,607,180)	—
計	254,925,820	—	(201,967,855)	(52,957,965)
合 計	1,267,721,659	(1,012,795,839)	(201,967,855)	(52,957,965)

4 担保に供している資産

該当する資産なし

5 固定資産の取得価額、減価償却累計及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
什器備品	6,408,400	5,847,507	560,893
電話加入権	144,000	0	144,000
ソフトウェア	12,100,000	2,420,000	9,680,000
合 計	18,652,400	8,267,507	10,384,893

6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

令和5年度期末において満期保有目的の債券は保有していない。

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
アーツカウンシル運営事業補助金	静岡県	0	125,109,338	125,109,338	0	一般正味財産
文化芸術振興費補助金による助成金（劇場・音楽堂等機能強化推進事業）	(独)日本芸術文化振興会	0	6,010,000	6,010,000	0	一般正味財産
地域の文化・芸術活動助成事業助成金	(一財)地域創造	0	500,000	500,000	0	一般正味財産
合 計		0	131,619,338	131,619,338	0	

財 産 目 録
令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金 額
(流動資産)	現金	小口現金	運転資金として	1,851,270
		手元保管現金	運転資金として	30,000
		両替等準備金	両替準備金として	473,570
		普通預金		1,347,700
	預金	静岡銀行県庁支店（一般会計）	運転資金として	112,060,124
		静岡信用金庫池田支店（一般会計）	運転資金として	30,184,452
		静岡信用金庫池田支店（自販機管理）	運転資金として	39,489,419
		静岡信用金庫池田支店（友の会事業）	運転資金として	7,692,768
		静岡信用金庫池田支店（友の会事業）	運転資金として	12,406,900
		静岡信用金庫池田支店（企画事業チケット）	運転資金として	12,406,900
		静岡信用金庫池田支店（企画事業チケット）	運転資金として	3,675,039
		静岡信用金庫池田支店（貸館収入管理）	運転資金として	17,356,462
		静岡信用金庫池田支店（静岡の文化）	運転資金として	17,356,462
		郵便振替口座（企画事業チケット）	運転資金として	91,909
		郵便振替口座（しずおかの文化）	運転資金として	1,105,871
		郵便振替口座（しずおかの文化）	運転資金として	57,304
	貯蔵品	大ホール座席エアキャスター	公益目的事業、収益等事業の共用資産	7,828,333
	未収金	未収金	補助金、施設使用料の未収等	73,809,839
	前払金	前払金	施設賠償責任保険等の前払分	1,393,064
	立替金	立替金	光熱水費等の立替金	1,601,626
流動資産合計				198,544,256
(固定資産)	基本財産			
				1,012,795,839
		投資有価証券		1,007,696,376
				1,007,696,376
		地方債等		
		静岡県債(4-15)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	208,180,000
		静岡県債(8-15)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	204,100,000
		北海道債(29-9)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	187,979,400
		大阪府債(385)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	12,666,976
		大阪府債(400)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	100,530,000
		大阪府債(418)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	99,800,000
		大阪府債(483)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	100,680,000
		大阪府債(R2-1)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	93,760,000
		普通預金		5,099,463
		静岡信用金庫池田支店	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	5,099,463
	預金			5,099,463

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金 額
特定資産	退職給付引当資産	普通預金		254,925,820
		静岡信用金庫池田支店	職員退職金の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	52,957,965
	企画事業積立資産	定期預金		52,957,965
		静岡信用金庫池田支店	企画事業の積立預金で公益目的事業の資産	57,709,779
	指定管理事業積立資産	定期預金		57,709,779
		静岡銀行県庁支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	136,650,896
	友の会事業積立資産	普通預金		30,000,000
		静岡信用金庫池田支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	30,000,000
		普通預金		106,650,896
		静岡信用金庫池田支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	106,650,896
その他固定資産	友の会事業積立資産	普通預金		7,607,180
		静岡信用金庫池田支店	友の会事業の積立預金でその他事業の資産	7,607,180
		什器備品	公益目的事業、収益等事業の共用資産	10,384,893
		電話加入権	公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	560,893
	ソフトウェア	公益目的事業、収益等事業の共用資産	144,000	
		公益目的事業、収益等事業の共用資産	9,680,000	
固定資産合計				1,278,106,552
資 産 合 計				1,476,650,808
(流動負債)	未払金 預り金 前受金 賞与引当金		公益目的事業、収益等事業、管理業務の未払金	124,872,207
			公益目的事業、収益等事業、管理業務の預り金	2,943,804
			公益目的事業、収益等事業の前受金	18,282,192
			常勤役員及び職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の4/6を引当	15,253,996
流動負債合計				161,352,199
(固定負債)	退職給付引当金		職員退職金の積立金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	52,957,965
固定負債合計				52,957,965
負 債 合 計				214,310,164
正 味 財 産				1,262,340,644

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、計算書類の注記に記載しているため、記載を省略する。
また、基本財産と特定資産の重要な増減はない。

2 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	16,129,513	15,253,996	16,129,513		15,253,996
退職給付引当金	47,906,300	9,051,165	3,999,500		52,957,965

令和6年度公益財団法人静岡県文化財団 事業計画

I 基本方針

本財団では、「第5期静岡県文化振興基本計画」を踏まえ、県の文化政策を具現化する組織として、文化芸術の振興と国内外の交流を推進している。

令和6年度は、令和5年度に改定した静岡県文化財団中期構想を具体化していく初年度となるが、グランシップ企画事業を始めとする文化事業においては、「未来を担う子どもたちのために」「あらゆる世代の多様なニーズに応える」「集いと創造の拠点」「伝統芸能の継承と発展」を柱に、文化プログラム及び東アジア文化都市 2023 静岡県の成果を踏まえ、静岡県ならではの事業を企画するとともに、文化団体等との協働を図る。

また、テレビ番組のレギュラーコーナーの枠を押さえ、グランシップ企画事業だけでなく、教育普及活動等の財団活動を幅広く、定期的に広報する。

アーツカウンシルしずおかにおいては、県民全てが芸術文化活動の当事者となることを目指して創設から3年間で蓄積した実績を礎に、地域のクリエイティブ人材*や、行政、企業等のパートナーシップをさらに発展させる施策を進めていく。

あわせて、社会的投資としての文化政策の投資評価により、今後の文化政策への提言に取り組む。

グランシップの施設利用に関しては、令和5年度に県がグランシップに整備した高速通信回線を活用する等、施設の強みを活かし、コンベンションの誘致と施設利用件数及び利用率の向上を図り、国内外との交流の拠点としての役割を果たす。

加えて、東静岡駅南口に整備される新県立図書館の建設に合わせ、グランシップ広場の活用等により東静岡地区全体の賑わい創出に取り組む。

財団運営については、静岡県の文化政策の具現化を実行する組織としての役割を果たすため、財務体質の強化を図るとともに、専門家集団にふさわしい人材の育成と確保を推進する。

(※) 地域の住民等の創造性を引き出すアーティスト、アートディレクター、クリエイター等

【財団の担う役割】（改訂静岡県文化財団中期構想より）

- ・多様化するニーズに応え、次世代を担う子どもたちをはじめ、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境を創る。
- ・地域資源の活用や社会課題への対応を図る社会の様々な分野の担い手の創造的な活動を積極的に支援するとともに、担い手となる人材を育成する。
- ・学術・文化芸術への支援と、国内外との交流を促進する。
- ・新しい時代に対して、足腰の強い財団経営を実現するとともに、職員の知見を高め、一致協力して業務に取り組む専門家集団を目指す。

Ⅱ 事業概要

(1) 文化芸術の振興

コロナ禍を経て社会状況が大きく変化し、個々のニーズも多様化する中で、文化芸術の本質的価値を踏まえ、次世代を担う子どもを中心に地域、世代、障がいの有無に関わりなく、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境づくりを進めるため、グランシップ企画事業を中心に県受託事業や財団独自事業にも積極的に取り組む。

事業の組立は、中期構想の項目である「未来を担う子どもたちのために」「あらゆる世代の多様なニーズに応える」「集いと創造の拠点」「伝統芸能の継承と発展」の4つの項目と、「心を豊かにする多彩な鑑賞」「関心・理解・親しみを深める教育普及」「誰もが主人公となる県民参加」の3つの事業形態により重層的に構成する。また、静岡にゆかりのあるアーティストの起用や、静岡の文化資源を活用する等、静岡の要素を含む事業を『静岡印』の事業と称し展開することで、グランシップや静岡への愛着が再認識されるきっかけづくりを進めるとともに、県民がつくり手となる「協働事業」に取り組む。

また、アーツカウンシルしずおかにおいては、県民すべてが表現者となることを目指し、これまで蓄積した経験とノウハウを活用しながら、創造的な活動への支援事業の強化、新分野でのパイロット事業の深堀り、人材育成・ネットワーク化事業等に取り組み、文化を取り巻く人々のプラットフォームとして地域の文化を支援していく。

【中期構想項目別の内訳】

項 目	事業本数	入場者数
未来を担う子どもたちのために	21	26,950
あらゆる世代の多様なニーズに応える	19	17,320
集いと創造の拠点	3	36,000
伝統芸能の継承と発展	4	2,240
合 計	47	82,510

【事業形態別の内訳】

事業形態	事業本数	入場者数
心を豊かにする多彩な鑑賞	20	16,240
関心・理解・親しみを深める教育普及	17	7,920
誰もが主人公となる県民参加	10	58,350
合 計	47	82,510

※ グランシップ企画事業：47 事業、82,510 人 人材育成事業：2 事業、490 人 計：83,000 人

① 文化芸術との幸せな出会いの提供による寛容な社会の形成

子どもの年齢・成長段階に応じたプログラムや鑑賞支援策、多様化するニーズや財団をとりまく環境の変化も視野に入れた公演事業等に取り組むことにより、次世代を担う子どもたちを始め、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境を創ることで、多様性を認め合う寛容な社会の形成に寄与する。

ア 未来を担う子どもたちのために

静岡県で育つ子どもたちが地域格差や所得格差にかかわらず文化芸術を体験する機会を提供する。

(ア) 年齢・成長段階に応じた事業、子ども・学生への鑑賞支援の実施

- ・「グランシップこどものくに」や「冬のおくりもの」といった季節に合わせて親子で楽しめるイベントや、ワークショップと公演の開催で文化芸術がより身近になる「こども音楽劇場」等、文化芸術に初めて触れる『はじめての劇場しずおか』に相応しい、多彩で感性を育むプログラムを実施する。
- ・地域・生活環境による子どもたちの文化芸術の体験格差解消を目指し、積極的に県内各地の学校等に出向く「こどもアート体験！学校プログラム」（アウトリーチ）、県内文化施設と連携した出前公演を実施する。「こどもアート体験！学校プログラム」は、児童生徒の年齢や地域の特性、学校の希望等を考慮した、グランシップオリジナルプログラムを提供。第一線で活躍するアーティストの演奏・実演を通して、子どもたちが文化芸術への関心を高め、新しい世界への扉を開くきっかけを作る。加えて、福祉団体と連携したひとり親家庭等への招待事業を新たに開始する。
- ・昨年度に引き続き「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」・「中高生のためのオーケストラ」を実施し、若い世代が本物の文化芸術に触れられる取り組みを継続する。また、学校・部活単位等での劇場体験を促進する「中高生鑑賞プラン・交通費支援」制度、原則1,000円の「こども・学生チケット（座席指定可）」、県内全高校生を対象に県内の文化ホールの公演情報（年間100本超）を提供し、観劇ごとにポイントが貯まる「高校生アートラリー」等、子どもたちの文化芸術体験を促進する事業も同様に実施する。
- ・上記支援事業を将来にわたり継続していくため、企業協賛を募る「グランシップ 子どもたちのための文化芸術プロジェクト」を開始する。

(イ) 県委託事業の実施

- ・財団が文化支援事業やグランシップ企画事業で培ってきたノウハウを活かして、県委託事業である「子どもが文化と出会う機会創出事業」を引き続き実施する。

内 容		期間等
県内プロオーケストラによる	・ 地域訪問プログラム ・ 未就学児対象コンサート	令和6年5月～ 令和7年3月

イ あらゆる世代の多様なニーズに応える

次世代のグランシップファンの獲得、県民ニーズを意識した事業を実施する。

- ・音楽や舞踊などの鑑賞公演及び参加型のイベント、公演の理解を深めるための事前レクチャーなど、地域・世代・障がいの有無等に関わりなく、全ての人々に対して、あらゆるジャンルの文化芸術の提供に取り組むとともに、誰もが気軽に足を運ぶことができ、何らかの情報や感動が得られ、一緒に創り参加することができる環境づくりを進める。

(7) 静岡ゆかりのアーティストの起用

浜松市出身のピアニスト・仲道郁代がソリストとして出演する「東京フィルハーモニー交響楽団名曲コンサート」、熱海市出身の落語家・入船亭扇遊による「グランシップ寄席」など、静岡ゆかりの実演家による公演を実施することで、県民の関心を高め、文化芸術に触れるきっかけづくりとする。

(4) 新たな客層への訴求

俳優・田中圭や奈緒が出演する演劇「メディスン」、ゲーム音楽を吹奏楽で演奏する「GAME MUSIC on BRASS」、枠にとらわれない新しいジャズシーンを生み出す「Banksia Trio」など、これまで開催していない公演を実施し、次世代のグランシップファン獲得を目指す。

(5) 県民との協働事業の実施

地域の文化団体や、県内で文化芸術に取り組む学生と共に、グランシップを活躍の場として「グランシップ ビッグバンド・ジャズ・フェスティバル」、「グランシップ誰もがWonderful アート」、「グランシップ冬のおくりもの コンサート」など、多くの人々がグランシップに足を運び楽しめる協働事業を実施する。

(6) 期待に応える鑑賞機会の提供

国内最高峰のオーケストラであるNHK交響楽団によるコンサートや、国内外の第一線で活躍するジャズピアニスト「小曾根真&アンドレ・メマーリ」など、人気実力を兼ね備えた出演者による公演、長年の取組みが定着している「しずおか連詩の会」、「人形浄瑠璃文楽」など、県民の期待に応えるラインナップを揃え、幅広いジャンルの公演を実施する。

ウ 集いと創造の拠点

(7) 集いと発信の拠点

- ・日本最大級の鉄道模型イベントであり、鉄道愛好者だけでなく家族皆で楽しめる「グランシップトレインフェスタ」を引き続き実施し、プラモデルの国内出荷額1位で聖地でもある静岡のブランドを発信する。また、例年開催している「グランシップこどものくに」と、『しずおか型ガストロノミーツーリズム』の魅力・認知度を高めるイベントとして令和6年度に実施する「グランシップ食彩フェスティバル」は、「グランシップ・スプリングフェスティバル（仮）」として同時開催する。グランシップを舞台にあらゆる世代が楽しむことで、グランシップが多くの人々が集うにぎわいの場となり、共に生きる絆を形成するための文化拠点となるよう活用する。
- ・アートプロジェクト※に係る広く一般に向けたフォーラム、セミナー及び講座等を開催することで、人々の創造性や潜在的な課題意識に働きかけ、住民主体の創造的取組の担い手および担い手を目指す人材の育成に繋げる。
- ・「ふじのくに芸術祭」の開催やグランシップの施設利用を促進することにより、鑑賞機会の提供のみならず、参加者が主体的に学術・文化芸術を創造、発信できる機会を多く提供し、人々の心豊かな県民生活の実現に寄与する。

(※) 社会の様々な分野の担い手による地域資源の活用や、社会課題に対応した創造的な取組

(イ) 効果的な広報

- ・グランシップが実施する公演・イベントに多くの県民が鑑賞・参加することで、多くの人が集い、多彩な文化芸術に触れ、心豊かな生活を実現できるようにするため、届ける地域や世代を意識して幅広く情報を発信する。
- ・テレビ番組のレギュラーコーナーの枠を押さえ、定期的に幅広く情報提供を図るほか、公演内容やターゲットに合った各種媒体を複合的に活用するとともに、広くスピーディーに多様な情報発信ができるウェブを中心とした取り組みを行う。
- ・財団ウェブサイトにおいて、グランシップ及びアーツカウンシルの専用サイトと連携して、静岡県の文化芸術の魅力、財団活動、役割に関して積極的に発信する。
- ・様々なジャンルの公演を楽しむためのメンバーシップ制度である無料の友の会制度を継続して実施し、グランシップファンを拡大する。
- ・各事業はPDCAの視点で、それぞれの部署や事業内容に応じて評価制度を設け、アンケート調査やモニター会議、利用者会議などを実施して様々な角度からの意見や評価を取り入れ、事業の成果を的確に把握するよう努める。

エ 伝統芸能の継承と発展

- ・日本の伝統芸能を次世代継承するため、ユネスコ世界無形文化遺産である「能楽」に加えて「歌舞伎」「人形浄瑠璃文楽」等を紹介する。
- ・「国立劇場 歌舞伎鑑賞教室」「能楽入門公演」「人形浄瑠璃文楽」は解説付きの公演で、伝統芸能をはじめて体験する方や学生にも、分かりやすく楽しめる事業として実施する。
- ・「グランシップ寄席」は本県出身の落語家による公演とし、落語を楽しむだけでなく静岡県の魅力を再発見できる公演とする。
- ・小中学校において実施する「グランシップこどもアート体験！」（アウトリーチ）では、文楽や狂言に加えて、東海道の拠点である本県を題材するものも多い日本の話芸である講談、浪曲などを実施し、子どものうちから日本の伝統芸能に触れる機会を創出する。
- ・県内の大学と連携した「伝統芸能普及プログラム」では、大学生が歌舞伎、文楽、講談、浪曲などについて、体験を交えながら演者に触れられる機会を創出し、次世代への紹介の機会とする。
- ・令和6年度は、静岡県が関東ブロックの伝統芸能フェスティバル主催県となっていることから、事業の成功や理解促進に向けて、広報等を中心に県に協力していく。

② 文化を取り巻く人々のプラットフォームとして地域の文化を支援

「アーツカウンシルしずおか」は、令和3年の創設から3年間、すべての県民をつくり手として、誰もが有する創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりに貢献するため活動を続けている。各分野でのアーティストの活動機会の拡大やアートプロジェクトの未助成地域での住民プロデューサーの掘り起こしを推進する。

また、文化の担い手を育成するため、グランシップ登録アーティスト制度を継続するとともに、グランシップの事業運営に誰でも参加・参画できるよう、サポーター制度の見直しを図る。

ア 社会の多様な担い手による創造的活動の支援

(7) 文化芸術による地域振興プログラム

アートプロジェクトを支援する助成制度を引き続き運用する。あわせて、文化芸術と社会をつなぐアートマネジメントの専門的人材であるプログラム・ディレクター及びプログラム・コーディネーター（以下「専門職員」という。）が、事業を進めるに当たっての助言等、担い手のニーズに合わせた伴走支援を行う。

特に、継続支援団体には文化政策実現の牽引者としての役割を期待した支援を図る。

助成の対象		助成金額 上限	助成率
事業の区分	対象		
地域クリエイティブ支援	先駆的事业を行うプログラム	5,000 千円	助成対象経費の 4 分の 3 以内又 は 2 分の 1 以内
地域はじまり支援	先駆的事业の実施に向けて 試行的に取り組むもの	300 千円	助成算定経費※ の 10 分の 10

（※）助成事業の実施に要する経費から補助金、負担金、その他の収入（自己資金を除く）を控除したのち助成対象経費に該当する経費

(イ) 相談窓口の運営

相談窓口では、アーティストやアートプロジェクト主催者、アーティストとのネットワークを構築したい企業の方など幅広い相談需要に応えるため、専門職員に加え、弁護士や税理士、中小企業診断士が随時相談に応じるとともに、幅広い見識をもつ特別相談員による相談会を開催する。

令和 5 年度に開催した出張相談窓口を令和 6 年度も継続して実施する。

(ウ) パイロット事業

社会課題に対してアートによる解決策を提示するため、パイロット事業を行い、その成果を自治体等への提言に繋げる。

令和 5 年度に実施した「クリエイティブ人材空き家等活用モデルプログラム」では、クリエイティブ人材の独自の視点や手法で、空き家等の新しい活用方法の提案や試行を行った。あわせて東部地域の空き家関連事業者によるワーキンググループを開催した。

令和 6 年度においても、「クリエイティブ人材空き家等活用モデルプログラム」を展開し、その成果を関係団体に提示することで、クリエイティブ人材に対する地域の理解や期待感を醸成し、活動領域の拡大等を目指す。

(エ) データベース化

アーツカウンシルしずおかで蓄積した、企業や行政等が活用し易い地域の文化資源、文化活動、活動団体、アーティスト、メセナ活動、国内外の先進事例等の調査研究を新たな創造活動に活用できるよう、データベース化を進める。

(カ) グランシップ登録アーティスト、公立ホール連携支援研修

地域で文化芸術活動を行うアーティストの活用、県内の公立文化施設職員の研修により文化の担い手を育成する取り組みとして、グランシップ登録アーティスト制度、公立ホール連携支援研修を実施する。

事業	対象	内容
登録アーティスト制度	第一期登録アーティスト 4組 11人・3年目 第二期登録アーティスト 3組 9人・1年目	学校アウトリーチへの出演 グランシップ事業内で開催するミニコンサートや、第一期卒業・第二期おひろめコンサートの実施
公立ホール連携支援研修	県内公立文化施設 職員等 30人・延べ 90人	これまでの研修形態を見直し、文化政策に関する共通回のほか、経験年数に応じた2コース3日間の開催とし、希望者がより参加しやすく、ニーズに沿った内容で実施。

(カ) グランシップサポーター

グランシップの円滑な事業運営を図るため、文化振興に関心があり、文化活動に積極的な県民の自主的な参加・参画を得る「グランシップサポーター事業」を継続すると同時に、25年前の開館当初に構築し維持してきた仕組みを、様々な県民がより参加しやすいサポーター事業となるよう見直しを進める。

イ 様々な分野との連携

(ア) 人材育成、ネットワーク化事業

アーツカウンシルしずおかでは、社会の様々な分野における課題の解決に資するため、企業、大学、市町等とのネットワークづくりを図り、ワーキンググループや意見交換会を開催する。

令和6年度については特に空き家、空き店舗等の利活用をテーマに取り組む。

(イ) 調査研究、県・市町・文化団体等への助言、政策提言

これまで実施してきたセミナーや調査研究の結果等を踏まえ、専門職員が参画する県・市町の文化事業において、助言・提言等を行っていくとともに、関係部署に調査研究の結果等を発信していく。

(ウ) セミナー、フォーラムの開催

令和4年度に開催した地域づくりフォーラムから企業との連携の例が生まれたことから、今後も、行政や企業とクリエイティブ人材のマッチングを図られることを目的としたフォーラム等を開催する。また、住民プロデューサーや、社会課題への対応を図る人材、様々な分野との連携を目指すアーティスト、企業等を対象に研修等を行う。

(エ) クリエイティブ人材の派遣

自治体や企業を対象に、対象事業に関わる人々の創造性を引き出すためにクリエイティブ人材を派遣する制度。令和5年度に企業への派遣の実例ができたため、これを企業等に提示しながら同制度を紹介していくことで、クリエイティブ人材とのマッチングを行い、同人材の活動領域を拡大するとともに、アートの力を活用した創造的な取組が活性化することを目指す。

(オ) マイクロ・アート・ワーケーション

令和3年度から実施しているマイクロ・アート・ワーケーション（MAW）は、文化芸術の力をまちづくり等、様々な分野に派生させるとともに、地域とクリエイティブ人材双方に多様な効果を生み出す取組として、県内外から評価されている。

【MAW とは】

- ・ワーケーションを行うクリエイティブ人材（旅人）と、旅人を迎え入れ地域住民との交流を支援する団体（ホスト）を募集し、マッチングを実施
- ・旅人は約1週間ホストの活動エリアに滞在し、地域の魅力をウェブサイトで発信
- ・ホストは、地域案内や住民との交流会等をコーディネート

これまでに MAW を実施した地域からは、「文化芸術による地域振興プログラム」への応募も見られるなど、本事業をきっかけとした新たなアートプロジェクトを展開する動きもみられる。

令和6年度も引き続き「文化芸術による地域振興プログラム」未実施地域を中心に、住民プロデューサーを発掘し、新たなアートプロジェクトの創出につなげるため、住民とクリエイティブ人材が会うきっかけをつくり、地域の魅力発信や、関係人口の増加に寄与することを目的に、クリエイティブ人材のワーケーションを促進する。

(カ) ふじのくに地域づくり創造賞

- ・令和5年度に新たに実施した「ふじのくに地域づくり創造賞」を引き続き実施する。
文化芸術団体の活動支援を進めると同時に、財団が考える、社会課題への対応や地域資源を活かした創造的な活動を通して、『新しい価値を暮らしの中に』創造していくという「文化活動」の新しいあり方や理念をメッセージとして伝える機会とする。
- ・県公立文化施設協会などの団体事務のほか、全国公立文化施設協議会関東甲信越静支部技術部会・会長館の業務を担うことを通じて、静岡県だけでなく更に広域的な連携を図り、文化芸術が生活に根差す土壌づくりを進める。

(2) 国内外との交流

新型コロナウイルス感染症により人々の求める生活スタイルや価値観は大きく変化している。この変化に呼応して多様化したニーズに応え、グランシップを活用し学術・文化芸術への支援と国内外との交流を促進する役割を担うことが財団には求められている。

コロナ禍が明け、人の動きやグランシップの利用率が戻りつつある中で、施設利用に際しては、「あなたと世界を文化でつなぐ広場」、「にぎわいと活力を生み出す広場」を2つの柱に、事業を推進する。

- ・「あなたと世界を文化でつなぐ広場」では、文化芸術の創造及び参加活動を支援し、関係機関と積極的な連携を取りながらコンベンション等を誘致することで、静岡県と世界とがつながる国際コンベンションホールとしてのグランシップの活用を進める。
- ・「にぎわいと活力を生み出す広場」では、屋外でのイベントや、県民が気軽に来場できるイベントの誘致を積極的に行うことで、新県立図書館の整備を見据えながら、東静岡地区のにぎわいや地域住民のつながりが広まるよう、東静岡地区全体の賑わい拠点としての役割を強化する。
- ・コロナ禍による急速なデジタル化によってウェブ会議等のオンラインコミュニケーションが急激に普及し、既存の開会方法にとらわれない催事が増えたことを踏まえ、さらに使いやすい施設となるよう、利用者の「多様なニーズに応える、安心・安全、快適な施設」運営を進める。

① あなたと世界を文化でつなぐ広場

グランシップは開館当初から、国内外の交流を促す拠点として、静岡県民に限定されない多くの方々が来館し、静岡県の魅力を発信する役割を担っている。コロナ禍も明け大規模催事や学会開催が増えている中で、今年度は、県との協働を推進し、県の施策の一翼を担う事で国内外へ静岡県をPRする。

- ・国際会議や国内学会等の開催を誘致するため、静岡県、大規模コンベンション共同誘致協定を結んでいるツインメッセ静岡を中心とした県内各施設及び（公財）するが企画観光局と積極的に連携し、公共団体だけでなく、学校法人や静岡県内の県域団体の主催する団体、過去にグランシップで国際大会・国内大会を実施した主催者・団体やコンベンション企画運営事業者（PCO）、プロモーターなどに対し、定期的な情報収集や営業活動を行う。
- ・財団が企画する事業に加えて様々な文化活動に県民が触れる機会を増やすため、訪問営業したメディア及びプロモーターからの要望をくみ取ることで、新たな催事利用を促進する。
- ・多様化するメディア文化芸術の活動を後押しするため、県や静岡市などと協働し、映画をはじめとする制作側のニーズを調査し、ロケーション撮影の利用を支援する。

② にぎわいと活力を生み出す広場

新県立中央図書館や静岡市によるアリーナ建設など、東静岡地区に新たなにぎわいにつながる計画が萌芽する中で、財団の使命である「人々が“集う・交流する”ことを促進する」のもと、東静岡駅エリアの賑わいを創出し、これまでとは異なる新たな客層の方々に活力を与えるため、以下の項目を推進する。

- ・東静岡周辺のにぎわいに寄与するべく、県が実施する「東静岡駅県有地活用実証実験」や他施設で屋外イベント・マルシェ等の主催者に働きかけ、広場を活用したイベントの開催を後押しする。
- ・新県立図書館完成を見据え、静岡県や関係団体との会議に参加し、同じ東静岡地区のにぎわいと活力の中心となる施設として、今後の事業連携などの計画づくりに着手する。

③ 多様なニーズに応える、安心・安全、快適な施設

より多くの人々にグランシップを利用してもらうためには、公立文化施設として観客や利用者が心から安心・安全に利用できるものでなければならないという前提に加え、多様化したニーズに応じていく必要がある。また SDGs の観点からは、持続可能な社会の実現に向け、施設運営において貢献していくことが求められている。これらを踏まえ、次のことを実施する。

- ・ グランシップ全館に導入した高速通信回線を活用し、コンベンションのバーチャル化など、コロナ禍後の急速なデジタル化により生じた新しいニーズに対応する。
- ・ 県民が学術・文化芸術を創造し、発信する場として、会議ホール、交流ホール、会議室等、多様な施設を有する当館の特性を生かし、催事に合わせた最適な施設の組み合わせや利用方法を提案することで、その活動を側面から支援する。
- ・ グランシップ常駐委託業者*と協働して、主催者に代わりケータリングや清掃、臨時警備等の業務をワンストップサービスで受託する開催支援サービスを推進する。
- (※) 財団から警備、清掃、設備、舞台関連業務等を受託し、グランシップに常駐している委託業者
- ・ 県民に施設を身近なものとして認識してもらうため、将来の利用者となる小中学生等の社会科学や職場体験を積極的に受け入れるとともに、効果の高い受け入れ態勢を構築する。
- ・ 自衛消防組織の見直しを図るとともに、PDCA サイクルを意識した防災訓練を実施することにより、火災や自然災害等に柔軟に対応できる体制を維持する。
- ・ 県が策定した中期維持保全計画と連携した、計画的な設備更新の実施、故障個所の迅速な修繕に努める。
- ・ 引き続き、共用部分の照明の節減、エレベーター稼働数の効率化など、グランシップ常駐委託業者と連携しながら、利用者に影響がない範囲で省エネルギーの推進を図る。
- ・ 電気・ガス使用を最適化し、環境負荷低減を実現する消費エネルギーの管理を図る。
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みとして、省エネルギーを推進し環境に与える負荷を低減するため、エネルギー管理員の主導による効率的なエネルギー運用に取り組む。
- ・ サービス向上委員会を開催し、グランシップ常駐委託業者と連携して適切な管理・運営を図るとともに、適宜適切に仕様の見直しの検討を継続する。

(3) 財団経営の基盤強化

社会環境が大きく変化する中、新しい時代を見据え、静岡県の文化振興の牽引者として、文化の力で県民生活の向上と活力ある社会づくりに寄与していくためには、財団自体が長期的に安定的な運営を実現する力を培い続けなければならない。これを実現するために、経営の安定化と、個々の職員の能力育成及び職員が財団の使命達成のために注力できる環境づくりを進める。

① 持続的な活動を支える経営の安定化

先行きを見通すことが困難な環境において、社会環境の急速な変化に迅速に対応していくよう、次の事項に取り組むことにより財団経営の安定化を図る。

ア 安定的な収入の確保

- ・国際会議や国内学会等の開催を誘致するため、関係機関と積極的に連携し、公共団体、学校法人、県域団体の主催する団体、過去にグランシップで国際大会・国内大会を実施した主催者・団体やコンベンション企画運営事業者（PCO）、プロモーターなどに対し、定期的な情報収集や営業活動を行う。
- ・様々な文化活動に県民が触れる機会を増やすため、訪問営業したメディア及びプロモーターからの要望をくみ取ることで、新たな催事の利用を促進する。
- ・グランシップ全館に導入した高速通信回線を活用し、コンベンションのバーチャル化など新しいニーズに対応したハイブリッド学会等のコンベンションを誘致する。
- ・公演内容やターゲットに合った各種媒体を複合的に活用するとともに、広くスピーディーに多様な情報発信ができるウェブを中心とした広報活動を展開することにより、チケット収益の確保を図る。
- ・「中高生鑑賞プラン・交通費支援」制度や、原則 1,000 円の「子ども・学生チケット」、福祉団体と連携したひとり親家庭等への招待事業を継続的に実施するため、「グランシップ 子どもたちのための文化芸術プロジェクト」を開始し、積極的に企業協賛を募る。

イ 経費の節減

- ・電気、ガスの使用量単価が高水準のまま推移しているため、効率的なエネルギー消費と省エネルギーを推進し、コスト削減を図る。特に、コージェネレーション・システムを活用し、効率的なガス使用を実現しながら、電気使用料の圧縮を図っていく。
- ・年間予算の過半を占める施設管理について、予算管理を厳格に行うとともに、今後増加が見込まれる施設修繕の計画的な施工を図る。

ウ 経営指標の設定

- ・経常利益率や流動比率等、一般企業でも用いられている決算諸表を活用した経営指標のほか、固定費（人件費等）に対する自主財源の割合等、公益財団法人特有の経営指標を設定し、常に健全な財務状況を維持する体制を整える。

② 新しい社会環境での働き方

時代の変化に対応する安定した財団経営には、それを支える人材の確保と職員の育成だけでなく、さらに組織力の向上が必要となる。これらを実現し、一致協力して業務に取り組む専門化集団を目指し、次の事項を実施する。

ア 職員が能力を発揮できる環境づくり

- ・令和 5 年度に導入した、マネージャーと 5 人程度の職員からなるグループ制を一層効果的に運用し、業務状況の共有と確実な課題解決につなげるため、業務の実態に沿った人員配置とグループマネージャーの役割明確化を図る。
- ・各職員が望む職務キャリアに応じたキャリアパス制度を運用し、財団の将来を担う幹部職員の育成を図るとともに、各業務に精通したスペシャリストを育成するコースも設け、各職員が目指すキャリア目標への道筋を明確にする。
- ・職員のモチベーションや業務への満足度が経営方針等の浸透にも影響することから、各

事業の情報や外部団体との連携等、財団を取り巻く状況について内部への広報に努めると共に、チャットツール等を活用した誰もが情報にアクセスできるオープンな意思疎通の手法を推進し、財団内のコミュニケーション活性化を図る。

- ・労働安全衛生法に基づく職員の定期健康診断の実施や人間ドック受診費用の助成、ストレスチェックの実施による職員全体の意識環境の把握に取り組む。

イ 高い資質を有する人材の確保と育成

- ・令和5年度に引き続き、財団全体の業務や職種を理解、体験できるインターンシップを実施し、財団の方針と応募者の希望がマッチした採用活動を行う。
- ・優秀な新卒者を獲得するため、民間企業の採用活動とほぼ同時期に募集・試験を行うとともに、県内の静岡文化芸術大学や常葉大学等の出身職員による就活広報活動に取り組む。
- ・5種類の勤務区分や、育児・介護のための短時間勤務等の制度を積極的に活用することで、個人のライフスタイルに沿った働き方ができる職場環境の整備を進める。
- ・令和5年度に本格実施を開始した人事評価制度を継続し、管理職との面談、適切な目標設定と、目標達成に向けた管理職の支援及びフィードバックによって、職員の意欲及び資質の向上を図る。
- ・新規採用職員には、年齢の近い職員をメンターとして配置し、仕事や私生活の相談相手とすることで、その成長を支えるとともに、職場への定着を図る。
- ・グランシップ休館日を活用した全職員が参加する研修では、財団経営の改善に向けた職員の意識改革及び行動変容を主目的に置き、業務に必要な知識やスキルの獲得や、財団内のコミュニケーション促進が図れる内容とする。
- ・将来の組織風土づくりにおける最も重要な担い手となる財団プロパー職員に対しては、管理職、グループマネージャー、チーフスタッフ等の階層別に研修機会を設け、職員一人ひとりが力を発揮できる組織についての知識向上を図り、実践に繋げる。
- ・アートマネジメントや広報等、職種別の研修としては、グランシップで行われる県公立文化施設協議会や公立ホール連携支援研修の機会を積極的に活用し、年間を通じて計画的に実施する。

研修名	主な対象	内容
月例全体研修	全職員	・財団経営方針の理解 ・他部署理解と部門間連携 ・業務スキルの向上
新規採用職員研修	新卒等職員	・ビジネスマナーの基本 等
階層別研修	プロパー職員	・ベテラン職員の役割 等
職種別研修	全職員	・アートマネジメント ・広報の基本 等

収 支 予 算 書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	R6年度	R5年度	差 額
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,717	6,717	0
基本財産等運用収益	6,717	6,717	0
特定資産運用収益	80	80	0
特定資産運用収益	80	80	0
事業収益	1,383,750	1,255,709	128,041
アーツカウンシル運営事業収益	1,124	0	1,124
グランシップ企画事業収益	70,700	67,642	3,058
受託事業収益	988,324	925,218	63,106
貸館事業収益	174,123	164,958	9,165
駐車場事業収益	51,179	48,486	2,693
サービス料収益	90,000	41,000	49,000
自動販売機等管理事業設置収益	5,800	5,800	0
友の会事業収益	2,500	2,605	△ 105
受取補助金等	166,300	189,840	△ 23,540
地方公共団体補助金(市・県)	160,000	173,400	△ 13,400
受取民間補助金	6,300	16,440	△ 10,140
雑収益	1,000	1,000	0
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	1,557,847	1,453,346	104,501
(2) 経常費用			
事業費	1,535,976	1,523,031	12,945
役員報酬	4,591	4,715	△ 124
給料手当	169,486	187,411	△ 17,925
退職給付費用	8,583	9,136	△ 553
賞与引当金繰入	15,229	13,725	1,504
福利厚生費	33,242	36,282	△ 3,040
諸謝金	16,048	22,729	△ 6,681
旅費交通費	9,518	14,544	△ 5,026
消耗品費	20,022	18,360	1,662
食糧費	1,026	1,044	△ 18
印刷製本費	4,398	2,491	1,907
光熱水費	183,612	241,209	△ 57,597
通信運搬費	8,146	9,215	△ 1,069
修繕費	29,054	27,000	2,054
保険料	1,787	1,710	77
委託費	867,831	765,001	102,830
使用料及び賃借料	18,818	20,309	△ 1,491
広告宣伝費	30,480	31,251	△ 771
負担金、補助及び交付金	85,231	90,634	△ 5,403
手数料	7,199	5,939	1,260
租税公課	18,820	18,872	△ 52
雑費	172	316	△ 144
減価償却費	2,683	1,138	1,545

(単位:千円)			
科 目	R6年度	R5年度	差 額
管理費	21, 871	26, 495	△ 4, 624
役員報酬	2, 743	2, 560	183
給料手当	4, 575	5, 375	△ 800
退職給付費用	155	166	△ 11
賞与引当金繰入	623	549	74
福利厚生費	1, 347	1, 542	△ 195
旅費交通費	350	350	0
消耗品費	70	70	0
食糧費	48	48	0
光熱水費	9, 674	12, 791	△ 3, 117
通信運搬費	150	150	0
保険料	243	243	0
委託費	1, 300	1, 498	△ 198
使用料及び賃借料	158	657	△ 499
負担金、補助及び交付金	160	160	0
手数料	100	100	0
租税公課	75	75	0
雑費	100	100	0
減価償却費	0	61	△ 61
経常費用計	1, 557, 847	1, 549, 526	8, 321
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 96, 180	96, 180
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	△ 96, 180	96, 180
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前期損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 96, 180	96, 180
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
税引後当期一般正味財産増減額	0	△ 96, 180	96, 180
一般正味財産期首残高	117, 765	213, 945	△ 96, 180
一般正味財産期末残高	117, 765	117, 765	0
II 指定正味財産増減の部			0
①基本財産評価益	0	0	0
②基本財産評価損	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1, 039, 631	1, 039, 631	0
指定正味財産期末残高	1, 039, 631	1, 039, 631	0
III 正味財産期末残高	1, 157, 396	1, 157, 396	0

収 支 予 算 書 内 訳 表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引 消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	4,110	0	0	0	2,607		6,717
基本財産等運用収益	4,110	0	0	0	2,607		6,717
特定資産運用収益	0	0	0	0	80		80
特定資産運用収益	0	0	0	0	80		80
事業収益	794,076	568,056	8,832	576,888	12,786		1,383,750
アーツカウンシル運営事業収入	1,124	0	0	0	0		1,124
グランシップ企画事業収益	70,700	0	0	0	0		70,700
受託事業収益	630,663	338,543	6,332	344,875	12,786		988,324
貸館事業収益	91,589	82,534	0	82,534	0		174,123
駐車場事業収益	0	51,179	0	51,179	0		51,179
サービス料収益	0	90,000	0	90,000	0		90,000
自動販売機等管理事業収益	0	5,800	0	5,800	0		5,800
友の会事業収益	0	0	2,500	2,500	0		2,500
受取補助金等	166,300	0	0	0	0		166,300
受取地方公共団体補助金	160,000	0	0	0	0		160,000
受取民間補助金	6,300	0	0	0	0		6,300
雑収益	0	1,000	0	1,000	0		1,000
雑収益	0	1,000	0	1,000	0		1,000
経常収益計	964,486	569,056	8,832	577,888	15,473		1,557,847
(2) 経常費用							
事業費	1,030,144	496,985	8,847	505,832	0		1,535,976
役員報酬	3,347	883	361	1,244	0		4,591
給料手当	134,563	32,623	2,300	34,923	0		169,486
退職給付費用	6,909	1,558	116	1,674	0		8,583
賞与引当金繰入	11,713	3,292	224	3,516	0		15,229
福利厚生費	25,492	7,218	532	7,750	0		33,242
諸謝金	15,829	219	0	219	0		16,048
旅費交通費	9,311	177	30	207	0		9,518
消耗品費	12,762	7,140	120	7,260	0		20,022
食糧費	990	26	10	36	0		1,026
印刷製本費	4,041	237	120	357	0		4,398
光熱水費	125,024	54,984	3,604	58,588	0		183,612
通信運搬費	6,606	910	630	1,540	0		8,146
修繕費	15,308	13,746	0	13,746	0		29,054
保険料	1,271	489	27	516	0		1,787
委託費	509,619	358,212	0	358,212	0		867,831
使用料及び賃借料	14,874	3,891	53	3,944	0		18,818
広告宣伝費	30,480	0	0	0	0		30,480
負担金、補助及び交付金	84,295	236	700	936	0		85,231
手数料	6,059	1,135	5	1,140	0		7,199
租税公課	10,046	8,769	5	8,774	0		18,820
雑費	162	0	10	10	0		172
減価償却費	1,443	1,240	0	1,240	0		2,683

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引 消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小計			
管理費					21,871		21,871
役員報酬					2,743		2,743
給料手当					4,575		4,575
退職給付費用					155		155
賞与引当金繰入					623		623
福利厚生費					1,347		1,347
旅費交通費					350		350
消耗品費					70		70
食糧費					48		48
光熱水費					9,674		9,674
通信運搬費					150		150
保険料					243		243
委託費					1,300		1,300
使用料及び賃借料					158		158
負担金、補助及び交付金					160		160
手数料					100		100
租税公課					75		75
雑費					100		100
減価償却費					0		0
經常費用計	1,030,144	496,985	8,847	505,832	21,871	0	1,557,847
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 65,658	72,072	△ 16	72,056	△ 6,398		0
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0		0
評価損益等計	0	0	0	0	0		0
当期經常増減額	△ 65,658	72,072	△ 16	72,056	△ 6,398		0
2 經常外増減の部							
(1) 經常外収益							
前期損益修正益	0	0	0	0	0		0
經常外収益計	0	0	0	0	0		0
(2) 經常外費用							
經常外費用計	0	0	0	0	0		0
当期經常外増減額	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	32,498	△ 38,896	0	△ 38,896	6,398		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 33,160	33,176	△ 16	33,160	0		0
法人税、住民税及び事業税							
税引後当期一般正味財産増減額	△ 33,160	33,176	△ 16	33,160	0		0
一般正味財産期首残高	△ 143,516	250,623	10,319	260,942	339		117,765
一般正味財産期末残高	△ 176,676	283,799	10,303	294,102	339		117,765
II 指定正味財産増減の部							
①基本財産評価益	0	0	0	0	0		0
②基本財産評価損	0	0	0	0	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	621,558	0	0	0	418,073		1,039,631
指定正味財産期末残高	621,558	0	0	0	418,073		1,039,631
III 正味財産期末残高	444,882	283,799	10,303	294,102	418,412		1,157,396